



つくばみらい市 保育施設の利用案内

(令和5年10月発行)

◇◆◇ もくじ ◇◆◇

○保育施設とは/利用施設について……………1	○利用者負担額(保育料)について……………16～18
○認定について……………2	○よくある質問……………19～21
○保育の必要性について……………3	○子育て支援事業について……………22
○利用申込みについて……………4～5	○保育施設一覧……………23
○申込み上の注意……………6～8	○保育時間(標準・短時間)一覧……………24
○保護者が妊娠・出産する場合について……………9	○各保育施設の紹介……………26～36
○申込必要書類について……………10～11	○一時預かり・企業主導型保育施設一覧……………36～38
○利用先の決定・保留について……………12	○利用調整基準表(点数表)……………39
○市をまたいだ保育施設利用(広域利用)の 手続きについて……………13～14	○指定様式集……………40～
○申込み後の変更について……………15	

注意事項

- 令和6年度の申込みは、原則電子申請となります。
- 利用案内の内容が、制度変更等により年度途中で変更となった場合は、広報紙及び市HP等でお知らせします。



つくばみらい市
イメージキャラクター
〈みらいりんぞう〉

茨城県つくばみらい市
保健福祉部こども局みらいこども課入所入園係

〒300-2395
茨城県つくばみらい市福田195(伊奈庁舎1階)
電話 0297-58-2111

つくばみらい市ホームページ

トップ > 子育て・保育 > 保育所・保育サービス > 保育所のご案内



<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

保育施設とは



保護者が、働いていたり病気等のために、お子さんを家庭で保育できない場合に、保育の必要性の認定を受け、保護者に代わり保育する施設です。小学校の入学準備として幼児教育の場とするためや、集団生活に慣れさせるため、または下のお子さんの育児に手がかかるため等の理由で、保育施設を利用することはできません。

保育年齢

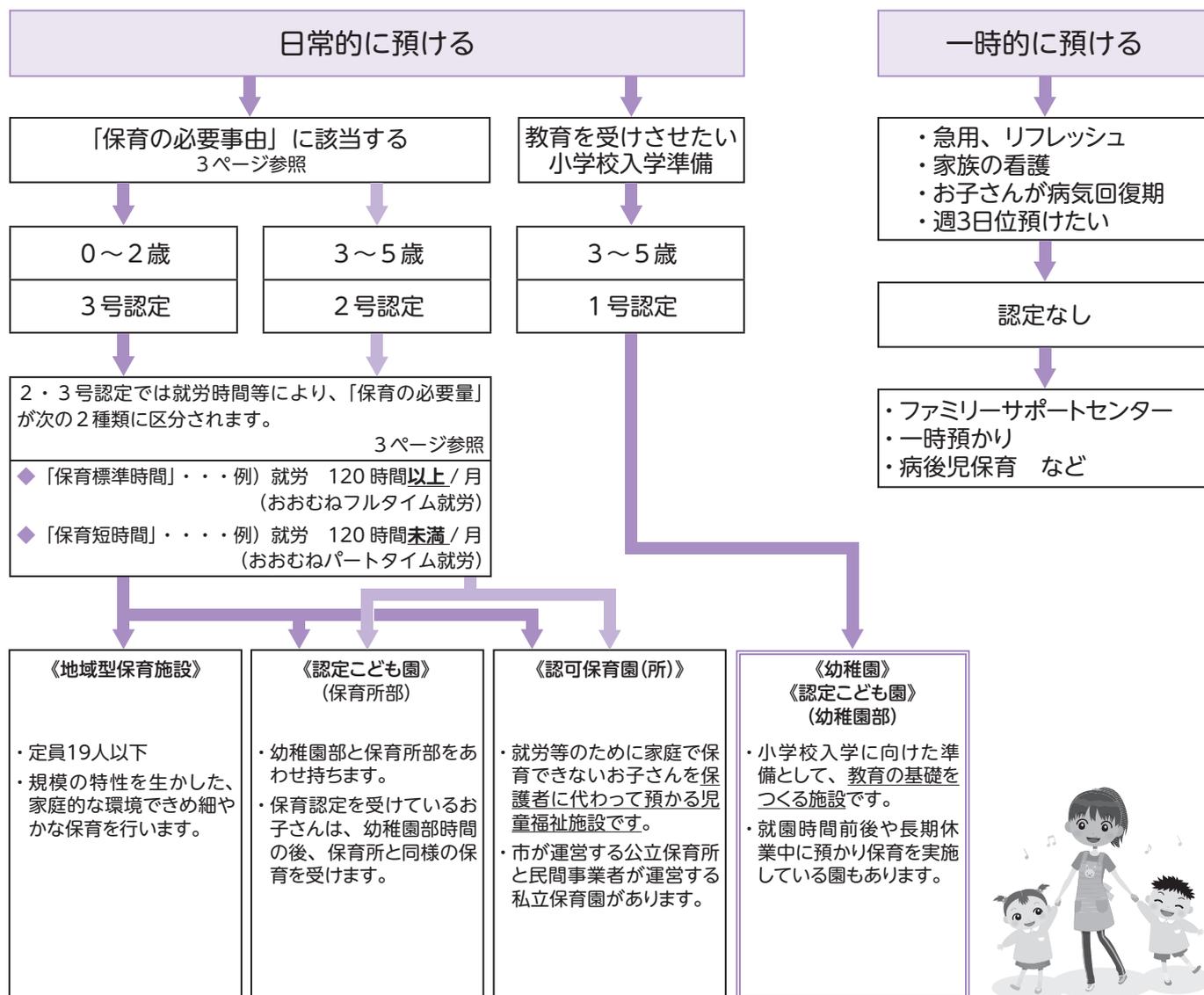
<令和6年度クラス年齢表>
クラスは令和6年4月1日現在の年齢で決まります。

クラス区分	生年月日	利用最長期間 (就学前)
0歳児	令和 5年4月2日 ~ 令和 6年4月1日	令和 12年3月31日
1歳児	令和 4年4月2日 ~ 令和 5年4月1日	令和 11年3月31日
2歳児	令和 3年4月2日 ~ 令和 4年4月1日	令和 10年3月31日
3歳児	令和 2年4月2日 ~ 令和 3年4月1日	令和 9年3月31日
4歳児	平成 31年4月2日 ~ 令和 2年4月1日	令和 8年3月31日
5歳児	平成 30年4月2日 ~ 平成 31年4月1日	令和 7年3月31日



利用施設について

お子さんの年齢や認定区分に応じて、利用する保育施設を決めます。



保育園(所) (0～5歳児) <市内に公立4所・私立10園があります>
就労等のために家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって預かる保育施設

利用時間 朝～夕 ※園により延長保育を実施



認定こども園 (0～5歳児) <市内に幼保連携型が4園あります>

幼稚園部と保育所部をあわせ持つ保育施設

保育認定を受けているお子さんは、幼稚園部の時間の後、保育所と同様の保育を受けます。

- 利用時間**
- ・幼稚園部：朝～昼過ぎ(3～5歳児)
※園により幼稚園時間前後や園の休業中の預かり保育などを実施
 - ・保育所部：朝～夕(0～5歳児)
※園により延長保育を実施



地域型保育 (0～2歳児) <市内に5園あります>

0～2歳児を預かる19人以下の保育施設

規模の特性を生かした、家庭的な環境できめ細やかな保育を行います。

利用時間 朝～夕 ※園により延長保育を実施



つくばみらい市には、次の種類の地域型保育施設があります。

小規模保育 4園

家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数(定員6人～19人)を対象に、きめ細やかな保育を行います。

事業所内小規模保育 1園

企業の従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する施設です。少人数(19人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。

※ 各保育施設の概要は、23～36ページをご参照ください。
私立幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の申込みについては、直接施設へお問合せください。
公立幼稚園の申込みについては、学校総務課へお問合せください。

認定について



保育園(所)・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの利用を希望する保護者の方に、利用(子どものための教育・保育給付)のための認定を受けていただきます。

1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	
		利用先	幼稚園、認定こども園(幼稚園部)
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	
		利用先	保育園(所)、認定こども園(保育所部)
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	
		利用先	保育園(所)、認定こども園(保育所部)、地域型保育

保育の必要性について



保護者の状況に応じて、**保育の必要事由(保育施設を利用できる要件)及び必要量(利用できる時間の上限:「保育標準時間」または「保育短時間」)**が認定されます。保護者の状況に変更が生じた場合認定を変更する必要がありますので、必ず変更の申請を行ってください。(15ページ参照)

※「保育標準時間」と「保育短時間」では、**保育料(利用者負担額)**が異なります。

保育の必要事由(保育施設を利用できる要件)

保育施設を利用するためには、下記事由のいずれかを満たしている必要があります。

保育を必要とする事由		保育の認定期間(原則)	保育必要量
就労	月64時間以上(1日4時間以上かつ週4日以上)仕事をしているとき	小学校入学までの範囲で必要とする期間	就労時間により 保育標準時間・保育短時間 どちらか
妊娠・出産	産前産後	出産予定月の前1か月から 後2か月(最長4か月) ※多胎児妊娠の場合は産前3か月、産後2か月	保育標準時間
病気・障がい	病気、負傷、心身の障がい等がある	医師の診断により、保育ができないと判断されている期間	申請内容により 保育標準時間・保育短時間 どちらか
看護・介護	同居または長期入院等している親族の看護・介護を月64時間以上(1日4時間以上かつ週4日以上)しているとき	必要とする期間	
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっているとき		保育標準時間
求職活動	就労する予定がある(起業準備を含む)	認定有効期間開始日から 2か月間	保育短時間
育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合	産まれるお子さんが1歳を迎えるまで(9ページ参照)	
就学	勉学のほか、職業訓練校等における職業訓練を受けるため、月64時間以上(1日4時間以上かつ週4日以上)通学する場合	必要とする期間	就学内容により 保育標準時間・保育短時間 どちらか
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある		保育標準時間

*変則勤務の方で、週の就労日数が変動する場合は、ご相談ください。

*令和6年4月1日現在で、20歳以上59歳以下の同居親族が上記事由を満たさないときは、保育ができる環境があるとみなし、保育施設利用の優先順位が低くなる場合があります。

*期限のある認定で認定期間が終了した場合、再度申請が必要となります。また、認定期間が終了すると施設利用中であっても、退所となります。

保育の必要量

- ◆ 保育の必要量とは、「保育を利用できる時間の上限」のことです。
- ◆ 実際の利用時間は、施設と面談の上決定します。
- ◆ 認定事由により、以下の2種類の保育時間から希望できます。ただし、**保育標準時間を希望された場合でも、就労証明書等から判断し、保育短時間で認定することもあります。**

- a 「保育標準時間」利用・・・最長11時間 } 利用可能な時間帯を超える部分は
b 「保育短時間」利用・・・最長8時間 } 別途延長料金がかかります。

保育標準時間	延長保育の申込が必要	← 11時間(利用可能な時間帯=保育の必要量) →		延長保育の申込が必要
	延長保育(有料)	原則的な保育時間(8時間)		延長保育(有料)
保育短時間	延長保育の申込が必要	← 8時間(利用可能な時間帯=保育の必要量) →		延長保育の申込が必要
	延長保育(有料)	延長保育(有料)	原則的な保育時間(8時間)	延長保育(有料)

- ◆ 「保育短時間」は、月額保育料が「保育標準時間」と比べ減額されていますが(17ページ参照)、**8時間を超える利用時間は、別途延長保育料がかかりますのでご注意ください。**
- ◆ パート勤務等で1日あたりの勤務時間が4時間程度であっても、残業や送迎等を考慮して、「保育標準時間」を希望する場合は、みらいこども課にご相談ください。
- ◆ 保育施設により保育の時間帯は異なります。(24ページ参照)

利用申込みについて



(1) 利用までの流れ

1 認定・施設利用申込み

- ・必要書類をご準備のうえ電子申請にてお申込みください。(10ページ参照)
- ・利用希望保育施設は、可能な限り見学をしていただき、条件や送迎が可能な施設をお申込みください。
- ・申込期間は5ページ参照

2 確認及び認定

◆確認

- ・申請内容に不明な点がある場合は、必要に応じて保護者や雇用主に電話等で調査・確認をし、保育認定(認定事由の適合の可否、保育標準時間・短時間の認定)を行います。
- ・追加資料を求める場合があります。

◆認定

- ・保育の認定開始日は、申請日の翌月からとなります。
- ・認定証は選考結果に同封し交付します。

※認定証は、保育の必要性がある証明です。施設の利用が決定するわけではありません。

※4月利用開始の申込みにかかる認定の開始日は2月からとなり、**令和6年1月下旬に認定証を交付します。**

3 利用調整(選考)

- ・申請内容を利用調整基準表に基づき点数化し、利用調整(選考)を行います。(39ページ参照)
- ・申込みの順番は選考に関係しません。

4 利用調整の結果・認定証の交付

利用調整(選考)の結果、及び認定証は郵送にて交付します。

利用調整の結果は、利用保育施設が決まった場合は「利用承諾」、決まらなかった場合は「利用保留」になります。

結果に関するお問合せにはお答えできません。

5-1 利用承諾の場合

- ・利用承諾後、利用決定保育施設との面談・健康診断があります。
- ・保育施設の運営規程や重要事項説明に同意したうえで、利用が始まります。

※妊娠・出産や求職活動などの事由の場合は、認定期間が終了すると、退所となりますので期間に注意してください。(3ページ参照)

5-2 利用保留の場合

- ・認定期間内であれば、翌月以降も令和7年3月利用分までは、利用調整(選考)の対象となります。
- ※妊娠・出産や求職活動などの事由の場合は、認定期間が終了すると、選考対象外となりますので期間に注意してください。

※結果通知はどちらの結果でも初回1回のみ通知します。
その後、年度内に再交付が必要な場合は市へお問合せください。(12ページ参照)

利用調整(選考)とは、利用希望者数が、施設の受入枠(定員)を上回り、全員の利用が困難となった場合に、市が定めた基準に基づき、優先順位によって選考するものです。



(2) 申込受付期間

4月1次選考

対象：令和6年4月利用開始希望の方
(未出生の場合：令和6年1月末までに出生予定の方)

受付期間	令和5年10月23日(月) 午前0時～ 令和5年11月5日(日) 午後11時59分
結果通知	令和6年1月下旬発送予定

・4月1次選考で利用が決まらなかった方は、自動的に4月2次選考に進みますので再度の申込は不要です。

4月2次選考

対象：令和6年4月利用開始希望の方
(未出生の場合：令和6年1月末までに出生予定の方)

受付期間	令和5年12月4日(月) 午前0時～ 令和6年1月5日(金) 午後11時59分まで
結果通知	令和6年2月中旬以降発送予定

・4月2次選考は、4月1次選考の後でも、空きがあった場合のみ実施します。
・4月1次選考後の空き状況については、市ホームページ等でお知らせする予定です。

4月以外の入所申込み

対象：令和6年5月以降利用開始希望の方

利用希望月	受付期間	利用希望月	受付期間
5月	3/6～3/31	11月	9/6～9/30
6月	4/6～4/30	12月	10/6～10/31
7月	5/6～5/31	1月	11/6～11/30
8月	6/6～6/30	2月	12/6～12/31
9月	7/6～7/31	3月	1/6～1/31
10月	8/6～8/31	結果通知及び 認定証の発送時期	利用希望月の前月中旬頃(初回申込者のみ結果を通知いたします)

【受付時間】 受付開始日午前0時～受付終了日午後11時59分までとなります。

(3) 申込方法

申込みは原則電子申請となります。

特別な事情により、電子申請が困難である場合は、みらいこども課へご相談ください。

- ①つくばみらい市公式ホームページ、または右記 QR コードから、
「保育所のご案内」へアクセスする。
- ②マイナンバーカードの有無に応じたメニューを選択する。
- ③入力案内に従い申請する。



<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

- ・受付締切日23時59分までに正常につくばみらい市へ申請データが届いたもののみ、有効となります。データ送信における障害等につきましては、責任を負いかねますので、余裕をもってお手続きください。
- ・申請された内容や、添付データに不明な点や、不備・不足等があった場合は、お電話にて案内させていただく場合があります。

申込み上の注意



※必ずお読みいただき、ご了承の上お申込みください。

(1)入所全般について

- 1 各保育施設で保育の特色等が異なるため、可能な限り希望保育施設を見学してください。※保育施設見学の際は、必ず保育施設に直接ご連絡ください。(感染症等の影響で、見学を行っていない場合があります。)
- 2 入所日は、月の初日が土・日・祝日にあたる場合でも、月の初日入所扱いとなります。
育休明けの方や月途中勤務開始の方の入所日は、ならし保育開始日が入所日となります。(7ページ「ならし保育」参照)
- 3 書類の不備や不足がある場合、選考の対象となりません。余裕を持って申込み手続きをしてください。
※4月1次選考申込みで就労証明書の提出が会社都合等で間に合わない場合のみ、11月17日(金)まで証明書の追加提出が可能です。
- 4 心身の発達等の理由により、特別な配慮が必要な可能性のあるお子さんについては、保育施設で個別の配慮が必要なため、必ずみらいこども課・希望保育施設に相談してください。
- 5 申込内容が事実と異なる場合は、認定の取消し、利用の解除をすることがあります。
なお、変更があった場合には申込中・入所中を問わず必ずご連絡ください。
- 6 申込中や利用決定後から利用開始日の間に他市区町村へ転出された場合は、申込・利用の決定の取消しとなります。
- 7 利用を希望する保育施設の重要事項をご確認のうえ、お申込ください。



(2)特別な配慮が必要な可能性のあるお子さんの申込みについて

■特別な配慮が必要な可能性のあるお子さんとは

療育手帳や診断書等の有無にかかわらず、発達がゆっくりなお子さん、病気・障がいのあるお子さん、補聴器や眼鏡などの着脱が必要となるものを身につけているお子さんをいいます。

ご家庭の状況とは異なり、集団生活の場となるため、ご家庭で不自由を感じていなくても、保育施設ではお子さんに合わせた配慮が必要となる場合があります。

- ◆必ず事前に希望保育施設に見学・相談を行ってください。
- ◆お申込の際にお子さんの状況を可能な限り詳しくご入力ください。状況によりみらいこども課からご連絡させていただく場合があります。
- ◆保育施設に空きがある場合でも、面談等の結果でお子さんを安全に預かることができないと判断した場合は、受入体制が整うまで入所をお待ちいただいたり、利用保留となる場合があります。
- ◆**選考の結果「利用承諾」となっても、「内定」で通知させていただく場合があります。**その場合、内定施設との面談後に、改めて承諾または保留の結果を通知します。



(3)ならし保育について



■ならし保育とは

お子さんの新しい環境による情緒不安や心身等の不安を和らげ、徐々に集団生活に慣れさせるためのものです。慣れない環境により、乳幼児突然死症候群など死亡リスクも高くなると言われているため、ならし保育はお子さんにとって、とても大切な期間です。

保育施設の利用開始日を含み2週間(土曜・休所日除く)程度は、短い保育時間の「ならし保育」を実施し、徐々に通常の保育時間にしていきます。

- ◆ **ならし保育開始日が入所日となるため、申込み時期にご注意ください。(例：7月2日復職の場合、6月中にならし保育→6月利用分での申込みが必要)**
- ◆ 各保育施設の受入年齢以降でない、ならし保育は実施できません。ただし、受入れ年齢が満1歳からの公立保育所は、誕生日を含む8日前からならし保育を希望できます。(公立のならし保育はおおむね5日間～1週間)
- ◆ 保育施設やお子さんの状態により、ならし保育の期間には個人差が生じます。正式な期間は保育施設と面談の上決定します。
- ◆ 利用初日から保育料が発生します。
- ◆ **年度をまたいでのならし保育はできません。4月1日入所の場合、ならし保育の開始は、4月1日以降になります。**

(4)延長保育・土曜保育について

- ◆ **延長保育や土曜保育の利用**には、保育施設へ就労証明書や指定様式の書類を提出し、保育施設の承認を得る必要がありますので、直接保育施設へご相談ください。
- ◆ **延長保育**は、就労時間等の関係でやむを得ず通常の時間内に送迎ができない場合のみ利用できるものです。お子さんにとって望ましい生活リズムの確保や運営上の観点から、安易な利用は見合わせてください。※お迎えの時間は必ず守ってください。
- ◆ **土曜保育は、保護者が就労等で保育が必要であることが条件**となります。
- ◆ 延長保育や土曜保育の利用については、各施設ごとにきまりがありますので、ご確認ください。(23ページ「保育施設一覧」参照)

(5)育児休業での申込みについて

- ◆ **育児休業からの「復職」とは**
申込時に提出した就労証明書の就労先に復職することをいいます。
- ◆ 育児休業明けでの申込みの場合、育児休業を取得していた会社等と同じ雇用条件(就労日数・時間)で戻ることを前提として、利用調整時に優先順位が上がる規定を設けています。申込中に復職予定の会社を退職(別会社への転職を含む)をしたり、事業の廃止や再雇用されなくなった場合、育児休業明けとしての扱いができなくなります。

【申請時】

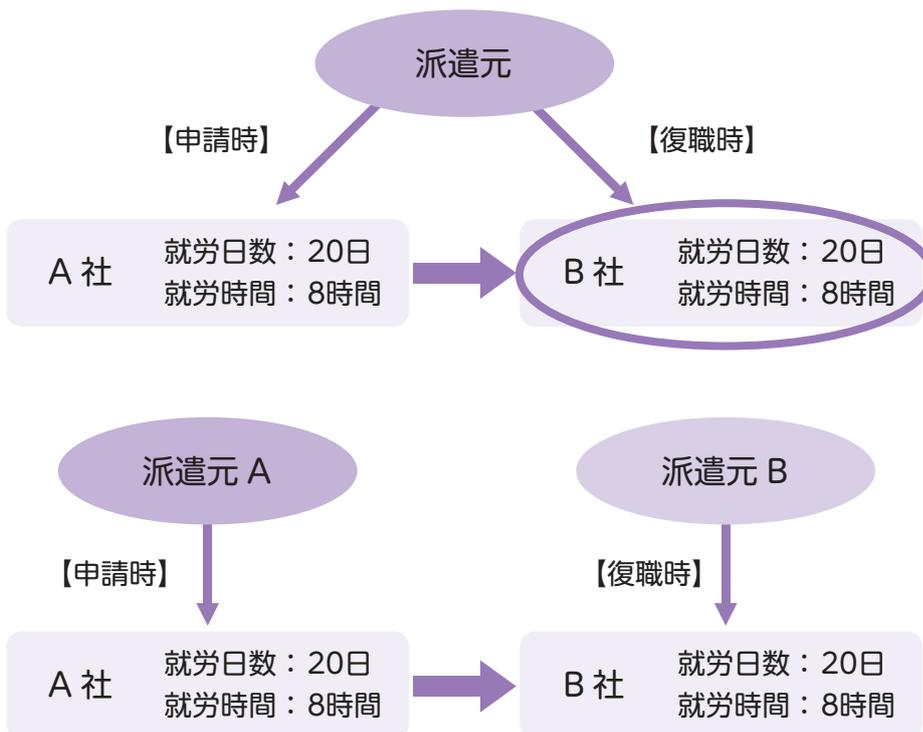
【復職時】



注意

承諾取り消し、または退所
となりますのでご注意ください。

- ◆ 派遣社員の方で育児休業明けでの申込みをした場合は、休業前の派遣元と雇用契約を維持し就労証明書に記載された就労条件(就労日数・時間)で派遣先の就労を確保した場合に限り育児休業明けでの申込みになります。



注意

承諾取り消し、または退所
となりますのでご注意ください。

- ◆ 育児休業から復職予定で承諾となった場合、ならし保育終了後に速やかに復職していただきます。(4月入所の方は原則4月中、ならし保育が長くかかる等の特別な事情がある場合は、5月10日(金)までに復職していただきます。5月入所以降も、原則入所月中に復職していただきます。)

※復職後おおむね1か月以内に復職証明書を提出してください。提出がない場合は**退所**となります。

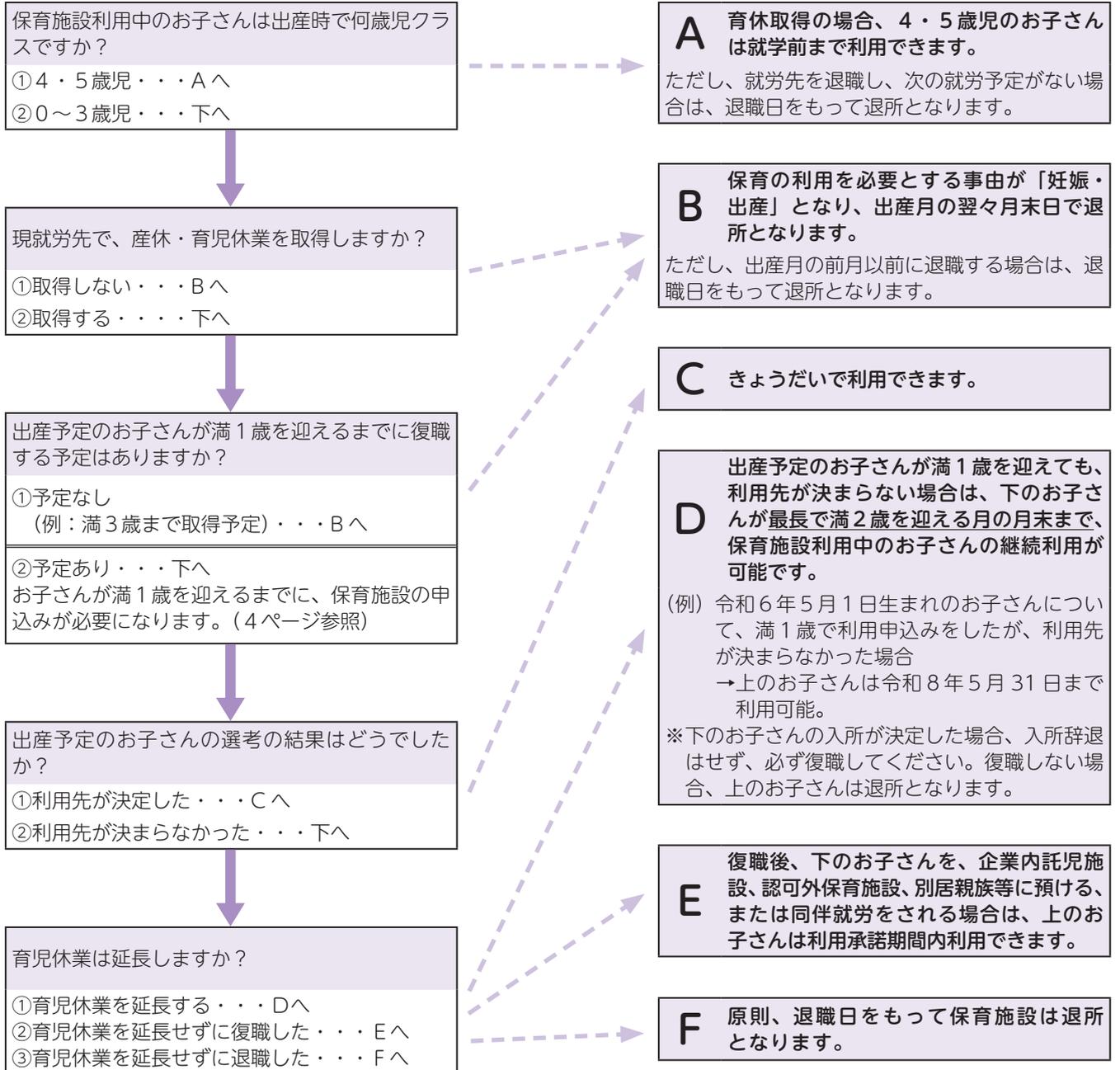
- ◆ 育児休業中の転所はできません。申込み中に出産し、育児休業に入った場合は、申込みを取下げしていただきます。

保護者が妊娠・出産する場合について

※出産時点を基準としたフローチャートです。

保育施設利用中のお子さんの保護者が妊娠・出産する場合は、**現在利用中のお子さんに、保育の利用及び必要性に変更が生じる場合があります。** 取り扱いは原則フローチャートのとおりです。

※フローチャート内では、「保育施設利用中のお子さん」→上の子、「出産予定のお子さん」→下の子とします。



※育児休業を理由に継続入所できるのは、現在の就労先で育児休業を取得して同じ雇用条件で復職するに限ります。
 なお、復職とは、育児休業を取得した職場に戻ることをいい、その職場を退職(転職含む)された場合は、復職とはならず、保育施設利用中のお子さんは、原則退所となります。(P.7・8「育児休業」参照)



申込必要書類 ※電子申請での画像添付による提出

(1) 保育を必要とする証明書等

- ◆ 証明書は原則として父母ともに必要です。
- ◆ 同一世帯または同一住所に住む同居親族の方も必要です。
(令和6年4月1日現在、20歳～59歳の方)
- ◆ 離婚調停中の方は、事件係属証明書または呼出状を提出された場合に限り、配偶者分の下記書類が不要となります。
- ◆ 証明書の有効期限は、内容に変更がない場合に限り証明日から6か月以内のものとなります。
※証明書の内容(時間・日数・期間等)に記入漏れがあった場合、選考に影響がでる可能性がありますので、必ず記載内容をご確認いただき添付してください。

保護者の状況等	必要書類	注意事項
就労	◎就労証明書	就労先が複数ある場合は、それぞれの就労証明書・タイムスケジュールをご提出ください。
自営業・農業従事者	◎就労証明書 ・運営が確認できる書類(中心者のみ)※ ₁	※1運営が確認できる書類 ・開業届 ・営業許可書 ・直近の確定申告書 など
就労(内定)	◎就労証明書(内定) (就労開始日前に証明されたもの)	就労証明書の提出が難しい場合には、みらいこども課へお問合せください。
求職活動中	◎確約書 ・求職活動をしていることがわかる書類※ ₂	※2 求職活動をしていることが分かる書類 ハローワークの受付表や求職サイト登録画面の写し など。
妊娠・出産	・母子手帳の写しまたは妊産婦マル福受給者証の写し	表紙と出産予定日が記載されたページの写しをご提出ください。
育児休業	◎就労証明書	育児休業期間が明記された就労証明書をご提出ください。また復職後1か月以内に再度「復職証明書(就労中)」をご提出ください。
病気・障がい	◎診断書または障がい者手帳等の写しまたは年金証書の写し	・病名、保育が困難な状況、療養期間が記載されたもの。 ・診断書は市様式以外でも受領が可能です。 ・手帳番号、本人欄、障がい名が記載されているページ。
看護・介護	◎看護・介護状況申告書 ・診断書等の介護・看護が必要である書類※ ₃	※3 診断書または障がい者手帳 など。 看護・介護状況申告書下部をご参照ください。
就学	・就学証明書または学生証の写し	・保護者が就学中の場合は、時間割(カリキュラム)がわかるもの。 ・カルチャースクールは就学の対象外となります。
災害復旧	・罹災証明書等	・災害状況がわかるもの

※就労証明書・確約書・診断書：本紙巻末の書類または市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

※◎印の指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(2) マイナンバーカードをもっていない方 マイナンバーカードの読み取りができる機器をもっていない方

- ◆ 「マイナンバー記入用紙」をご記入のうえ認定保護者の本人確認書類等を添付し、みらいこども課へご持参ください。(本紙巻末の書類または市ホームページからダウンロードしてご利用ください。)

(3) 状況により必要な書類① (選考の点数や保育料の減免に関する書類)

◆ 下表のいずれかに該当する場合は、選考や保育料算定に影響するため、必要書類を必ず画像添付し、申請をしてください。

世帯の状況等	必要な書類	注意事項・添付資料等	チェック欄
認可外保育施設(企業主導型保育施設含む)や託児所に預けている	一時預かり等利用証明書	○市指定様式	
一時預かりまたは幼稚園の預かり保育を利用している	一時預かり等利用証明書	○市指定様式	
保護者(父・母)が離婚調停中であり、かつ、別居している	・事件係属証明書 ・呼出状	・家庭裁判所で取得できます。	
ひとり親家庭である	・戸籍全部事項証明書 ・離婚受理証明書	・本籍のある自治体で取得できます。 ・離婚届を提出した自治体で発行	
お子さん、または同居家族に障がいがある	・特別児童扶養手当証書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害基礎年金受給者証 いずれかの写し	・手帳等が発行されていなくても、お子さんの心身の発達に関して、通院や市の発達支援事業を利用している場合、必ずみらいこども課へご相談ください。意見書などご提出いただくことがあります。	
保護者がつくばみらい市内に所在する認可保育施設で保育業務に従事している	・優先利用申込書(保育士等用)	○市指定様式	

(4) 状況により必要な書類② (市外から転入された方・転入予定の方)

◆ 転入予定がわかる書類(転入予定のある方)

・家やアパートの売買契約書、賃貸契約書の写し

・つくばみらい市の祖父母等と同居する場合には、「○同居同意書」

※上記書類の画像添付申請があり、かつ、利用希望月の前月末までにつくばみらい市へ住民票を異動し、みらいこども課で手続きが可能な場合に限り、つくばみらい市民とみなして選考します。

◆ 保育料・副食費算定のための書類

対象者

① 両親ともに市町村民税非課税世帯かつ同居者がいる方

② つくばみらい市に住民票を移す予定のない方(単身赴任等で他市に住民票がある方)

③ 海外から転入された方

対象者の状況等	必要な書類	チェック欄
(1) 令和5年1月2日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和6年4月～8月の方	令和5年度市民税県民税(非)課税証明書	
(2) 令和6年1月2日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和6年9月～令和7年3月の方	令和6年度市民税県民税(非)課税証明書	
海外から転入された方で、上記(1)・(2)に該当する場合	海外に在住中の所得額・控除額がわかる書類(会社からの給与支払い明細書等) (1)の場合、令和4年1月～令和4年12月分 (2)の場合、令和5年1月～令和5年12月分	

※証明書は、各年1月1日現在、住民票のある市区町村で取得できます。

※その他、特別な事情などがある場合はご相談ください。

※○印のある市指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。



【利用先が決定した場合(利用承諾)】

- ◆ 利用先決定後は、各保育施設の指定する健康診断と面談を受けていただきます。
- ◆ 結果通知受領後、やむを得ず保育施設の利用開始日に変更が生じた場合は、**一定の条件に限り変更を認めています**ので、みらいこども課へご相談ください。
※年度をまたいでの変更及び利用開始日を過ぎての変更はできません。
☆利用開始日を**遅らせたい**→ 入所月中に限り変更を認めています。月をまたぐ場合は、決定した保育施設の利用を辞退していただきます。
☆利用開始日を**早めたい** → 決定先の保育施設との相談のうえ決定します。
- ◆ 決定した保育施設の利用を辞退する場合は、「辞退届」をみらいこども課に提出してください。
- ◆ **求職活動の事由で申込みをした場合は**、必ず認定期間内に就労先を決定し、みらいこども課へ「就労証明書」を提出してください。
- ◆ **就労予定で申込みをした場合は**、必ず就労開始日から1か月以内に「就労証明書」をみらいこども課に提出してください。期限までに提出されない場合は、退所となります。

※利用承諾を辞退をした場合、他の方をご案内することになります。**利用承諾の辞退をしないまま、他の希望保育施設の空きを待つことはできません。**

【利用先が決まらない場合(利用保留)】

利用申込みをしても希望者が多く、保育施設を利用できない場合(利用保留)があります。

- ◆ 利用保留となったお子さんは、利用申込みの取下げがない限り、認定の有効期間内(同一年度内に限る)は毎月選考の対象となります。再度申込みをする必要はありません。
- ◆ 利用保留に関する通知は**初回のみ**送付します。翌月以降は送付しません。
- ◆ 年度途中で、再度結果通知が必要な場合は、みらいこども課へお問合せください。
- ◆ 認定期間終了後は選考の対象となりません。再度選考を行うには、改めて申込みが必要となりますのでご注意ください。例) 求職活動で申込みの方の認定有効期間は2か月です。
- ◆ 家庭状況や就労状況、希望保育施設等に変更がある場合は、認定や選考に影響するため、必要書類をみらいこども課に提出してください。(15ページ参照)
- ◆ 認定期間中に利用を希望しなくなった場合は、必ず「保育施設利用申込取下書」をみらいこども課に提出してください。

現況届(継続調査)について



- ◆ 毎年秋頃、保育施設利用者の保護者を対象に、「保育の必要性の確認」と「施設利用の継続意思確認」の調査を行っています。保育ができないことの証明書等を再度取得し、現況届と併せて申請してください。
- ◆ 入所条件を満たさない場合や、申請がない場合、または申請した内容に虚偽がある場合は退所となります。

市をまたいだ保育施設利用(広域利用)の手続きについて

(1)つくばみらい市の保育施設へ申込み(つくばみらい市に転入予定の方)

- ①申込み先：つくばみらい市みらいこども課(電子申請)
- ②必要書類：P10参照のうえ、電子申請での画像添付による提出。
- ③注意事項：
 - 入所前月末日までにつくばみらい市に住民票を異動し、みらいこども課に、お立ち寄りください。
 - 入所月前月までにつくばみらい市に住民票を異動できない場合、入所取消しとなります。

(2)つくばみらい市の保育施設へ申込み(つくばみらい市に転入せず市外から通う方)

- ①申込み先：お住まいの市区町村
- ②必要書類：お住まいの市区町村の様式、またはつくばみらい市の様式(どちらの様式でも受付可能です)
- ③注意事項：
 - 広域利用は単年度契約となり、年度末までの利用となります。
 - 翌年度以降も利用を継続する場合は、再度お申込みが必要です。就学前まで利用できるとは限りません。
 - つくばみらい市にお住まいの方を優先して選考しますので、転入予定がない場合の入所は非常に困難です。ご了承の上お申込みください。

(3)市外の保育施設へ申込み(つくばみらい市から転出予定の方)

- ①申込み先：転出先市区町村の保育所担当課
- ②必要書類：転出先市区町村にお問い合わせください。
- ③注意事項：みらいこども課で受付は行っておりません。

(4)市外の保育施設へ申込み(転出せずつくばみらい市から通う方)

- ①申込み先：つくばみらい市みらいこども課
- ②必要書類：保育施設所在地市区町村へお問合せください。
- ③注意事項：
 - 電子申請受付は行っておりません。必ずみらいこども課でお申込みください。
 - 必要書類・締切日、受入年齢を申込み先に必ず確認し、締切日の7日前までにお申込みください。
 - 希望保育施設がある市区町村在住のお子さんが優先で選考が行われますので、転入予定がない場合の入所は非常に困難です。ご了承のうえお申込みください。
 - 広域利用は単年度契約となり、年度末までの利用となります。



市外への転出について

※転出する月の月末で退所となります。

(1) 転出後、継続利用を希望しない場合

- ◆ 転出日までに、みらいこども課へ「保育施設退所届」をご提出ください。

(2) 転出後も、継続利用を希望する場合

- ◆ 本来は、転出する月の月末で退所となりますが、下記1または2の場合は、継続利用の手続きを行うことで、令和7年3月31日まで同一施設を利用できます。

1. 令和6年4月1日現在で5歳児クラスに在籍している場合
2. 転出先の保育施設の利用申込をしたが、利用先が決まらなかった場合

- ◆ 継続利用の手順

【転出前】

事前に、みらいこども課へ継続を希望する旨ご連絡のうえ、「保育施設退所届」を提出ください。

【転出後】

転出先市区町村の保育施設担当課で、継続利用されるつくばみらい市の保育施設利用申込み及び、転出先市区町村の保育施設利用申込みをしてください。

転所手続きについて

(1) 申請方法

※原則電子申請にてお申込みください。

- ①つくばみらい市ホームページ、または右記 QR コードから、「保育所の案内」へアクセスする。
- ②マイナンバーカードの有無に応じたメニューを選択する。
- ③入力案内に従い申請する。



<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

(2) 注意事項

- ◆ 新規申込の方と同様に、保育の必要性の高い方から順に選考を行います。
- ◆ 転所ができるのは年度につき1度のみとなります。
- ◆ 転所が決定した場合、転所を取りやめることはできず、現在の保育施設は退所となります。
- ◆ 育児休業中の転所申込はできません。(転所申込中に出産し、育児休業に入った場合は、申込を取下げとさせていただきます)
- ◆ 転所の場合でも、ならし保育を行います。

申込・入所後の変更について

次のような変更が生じた場合は、認定内容や選考に影響する為、必ずみらいこども課へ届け出てください。認定の内容や保育優先度、保育料が変更になる場合があります。

※変更があるにも関わらず申請をしなかった場合や、申請内容と事実が異なる場合は、遡及変更または認定の取消し及び退所となることがあります。

変更事由	必要書類
居住地の変更(住所・連絡先等)	・認定変更申請書
世帯状況の変更	・認定変更申請書 ・家庭状況書
就労状況の変更・転職	・就労証明書
病気、怪我等で休職または退職するとき	・認定変更申請書 ・診断書
育児休業を取得するとき	・認定変更申請書 ・就労証明書
退所するとき	・退所届
利用申込みの取下げをするとき	・保育施設利用申込取下書
認可外保育施設や一時預かり等の利用を開始したとき	・一時預かり等利用証明書 ・家庭状況書

※変更により必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。



利用者負担額(保育料)について



算定方法等

- ①保育料は、保護者(父母等)の市町村民税所得割額による階層区分と児童の年齢等で決まります。
4～8月分の保育料は、令和5年度(令和4年中の所得)市町村民税所得割額、9～3月分の保育料は、令和6年度(令和5年中の所得)市町村民税所得割額で算定されます。
- ②家計の主となっている方(生計中心者)が祖父母や同居の親族等と判断される場合(保護者の収入が103万円に満たない場合)は、父母のほか、市町村民税所得割額が最も高い方が合算されます。
- ③保育料決定の際、市町村民税所得割額の算出においては、調整控除を除き、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除などの税額控除の適用は受けられません。
- ④保育料は、令和6年4月1日現在の年齢で算定します。
- ⑤**市民税が未申告の方や下記の証明書類の提出が無い方は、保育料を暫定的に最高階層とします。収入がない場合でも、原則、申告が必要となりますので、ご注意ください。**
- ⑥保育必要量や世帯構成の変更、または税の修正申告を行ったことにより保育料が変更となる場合は、みらいこども課へ**変更申請書を提出した日の翌月から変更となります。**
- ⑦市外の保育施設を利用した場合も、つくばみらい市の基準で保育料を決定します。
- ⑧保育料のほかに、保育施設によっては制服代など実費徴収や上乗せ徴収がかかることがあります。

保育料・副食費算定のため提出が必要な証明書等

対象者

- ①両親ともに非課税世帯かつ同居者がいる方
- ②つくばみらい市に住民票を移す予定のない方(単身赴任等で他市に住民票がある方)
- ③海外から転入された方

対象者の状況等	必要な書類
(1)令和5年1月2日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和6年4月～8月の方	令和5年度市民税県民税(非)課税証明書
(2)令和6年1月2日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和6年9月～令和7年3月の方	令和6年度市民税県民税(非)課税証明書
海外から転入された方で、上記(1)・(2)に該当する場合	海外に在住中の所得額・控除額がわかる書類(会社からの給与支払い明細書等) (1)の場合、令和4年1月～令和4年12月分 (2)の場合、令和5年1月～令和5年12月分

※証明書は、各年1月1日現在、住民票のある市区町村で取得できます。

利用者負担額(保育料)決定通知

4月から8月分保育料決定通知は4月上旬頃 } 発送予定です。通知が届きましたら、
9月から3月分保育料決定通知は9月上旬頃 } 内容を必ずご確認ください。

利用者負担額(保育料)の滞納について

- ◆保育料の滞納は、保育施設の運営に支障をきたすとともに、保育料をお支払いいただいている多くの保護者の方々との不公平感にもつながります。保育料の滞納について督促、催告等を行っても納付がなく、ご連絡もない場合は、児童手当からの充当や財産を差し押さえることとなりますので、予めご了承ください。
- ◆納付に関する相談は、みらいこども課までお願いします。

利用者負担額(保育料)

令和6年度保育施設に係る利用者負担額

《※上段：保育標準時間、下段：保育短時間の保育料》

階層区分	世帯区分		保育料の月額	
			3歳児未満 (令和6年4月1日現在の満年齢)	
			第1子	第2子
第1	生活保護世帯等		0 0	0 0
第2	市区町村民税非課税世帯 (第1階層を除く)		0 0	0 0
第3	ひとり親世帯等 以外の世帯	48,600円未満	3,750 (3,700)	0 (0)
			8,500 (8,400)	4,250 (4,200)
第4	ひとり親世帯等 以外の世帯	77,101円未満	9,000 (9,000)	0 (0)
			19,500 (19,200)	9,750 (9,600)
第5	令和5(6)年度の市区町村民税課税世帯で、その所得割額が右の区分に該当するもの (第1階層を除く)	97,000円未満	19,500 (19,200)	9,750 (9,600)
			37,500 (36,900)	18,750 (18,450)
第6		169,000円未満	50,000 (49,200)	25,000 (24,600)
第7		301,000円未満	56,000 (55,100)	28,000 (27,550)
第8		397,000円以上	60,000 (59,000)	30,000 (29,500)

※上の表は下記「保育料の軽減」内容が反映された金額で表示されています。

保育料の軽減

★ きょうだいがいる場合	同一世帯から、2人以上の児童が認可保育施設、認定こども園、地域型保育、幼稚園、企業主導型保育を利用している場合、第2子は上記月額保育料の半額、第3子以降は無料となります。
★ 多子世帯の負担軽減	市区町村民税所得割額の合算額が、57,700円未満の世帯は生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子が半額、第3子以降が無料となります。 ※市区町村民税所得割額合算額が57,700円以上の世帯では、上記「★きょうだいがいる場合」の軽減内容となります。
★ ひとり親世帯や在宅障がい児(者)がいる世帯	ひとり親世帯または、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当等の支給対象児や障害基礎年金等受給者が世帯にいる場合、第3階層の方は、1,000円/月の減額後の半額、第2子以降が無料となります。 さらに、4階層のうち市区町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子の3歳未満児が9,000円、第2子以降が無料となります。

保育料の納入

◎保育料は、**口座振替での納付**をお願いいたします。

利用できる金融機関	常陽銀行	筑波銀行	三井住友銀行(口座振替のみ)
	東日本銀行	茨城県信用組合	結城信用金庫
	みずほ銀行(口座振替のみ)	水戸信用金庫	ゆうちょ銀行
	茨城みなみ農業協同組合(支店のみ)	中央労働金庫	

- ◆ 口座振替日は**毎月末日**です。(口座振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)
- ◆ 残高不足等で口座振替ができなかった場合は、**納付書**を送付しますので、納付書に記載された金融機関、市役所(伊奈庁舎会計課・谷和原庁舎市民窓口課)で納めてください。 ※ 保育施設では納付できません。
- ◆ 利用先決定後に口座振替依頼書をお渡しします。**口座振替を希望する金融機関で手続きをしてください。**依頼書の「納入義務者」欄は、認定証の認定保護者となります。
- ◆ **認定こども園・地域型保育施設**は、各保育施設へ納付いただくため、各保育施設の案内に従ってください。

保育料無償化について

「3歳～5歳児クラスの方」及び「0～2歳児クラスのうち第1・2階層の方」は保育料は無償(0円)となります。

給食費(主食・副食費)、延長保育料、行事費、教材費などは保護者のご負担となります。
副食費については、保育料の階層区分によって免除となる場合があります。

【3歳～5歳児クラスの方へ】副食費の免除対象について

- 3歳～5歳児クラスのお子さんについては、保育料は無償化となりますが、給食費は保護者のご負担となります。
- 給食費のうち副食費(おかず・おやつ代)の免除対象者は、次のとおりです。
 - ・市町村民税所得割額の合算額が

57,700円未満の世帯	第4階層までの一部の方と第3子以降の方
57,700円以上の世帯	小学校就学前のお子さんで、認可保育施設や幼稚園等を利用しているお子さんから数えて第3子以降の方

- 副食費の免除の有無は、保育料の階層区分で決定します。そのため、保育料と同様に4月と9月の年2回算定し、それぞれ階層を決定します。
- 副食費の免除対象の有無については、保育料決定通知書の備考欄をご覧ください。
副食費免除対象の方は「無償(0円)」、免除対象者以外の方は「利用する施設の定める額」と記載しております。
- 給食費の金額は、保育施設により異なりますので、金額や納付方法については、利用保育施設からの案内をお待ちください。

階層区分	世帯区分		副食費免除の有無
第1	生活保護世帯等		副食費免除 (主食費のみ負担)
第2	市区町村民税非課税世帯 (第1階層を除く)		
第3	ひとり親世帯等	48,600円未満	
	ひとり親世帯等 以外の世帯		
第4	ひとり親世帯等	77,101円未満	
	ひとり親世帯等 以外の世帯	57,700円未満	
第5	令和5(6)年度の市区町村民税課税世帯で、その所得割額が右の区分に該当するもの(第1階層を除く)		主食費+副食費負担
第6	97,000円未満		
第7	169,000円未満		
第8	301,000円未満		
	397,000円未満		
	397,000円以上		

よくある質問



●申込について

Q1 申し込んだ順に、保育施設に入れるのですか？

A 先着順ではありません。保育の必要性の高い方から利用先を決定します。

Q2 保育施設は仕事をしていないと入れませんか？

A 保育施設利用は、要件を満たしている場合に限りです(3ページ参照)。なお、求職活動中の方は認定有効期間開始日から2か月以内に就労するという内容の「確約書」の提出が必要です(10ページ参照)。

Q3 パートより正社員の方が有利に保育所に入れるのですか？

A 雇用形態によって選考に優劣がつくことはありません。就労日数と就労時間によって基本点がつき、点数の高い方から利用先を決定します。

Q4 見学に行っていない保育施設は申込できないのですか？

A 見学に行っていない保育施設でも申込は可能ですが、入園後の施設と保護者のミスマッチを防ぐためにも、できる限り希望施設の見学をお願いいたします。見学については、施設に直接お問い合わせください(感染症等の影響で見学を行っていない場合があります。必ず事前にご確認のうえ、見学を行っていない場合は、施設の提供する重要事項等をご確認のうえお申込みください)。

Q5 申込み時に書類が不足していた場合、いつまで受付してもらえますか？

A 利用申込みは、原則全て電子申請ですが、画像添付不足の書類の提出は直接みらいこども課、市民センターおやこまるサポートセンターへ各月の利用申込み締切日までにご提出ください。申込締切日を過ぎて提出された書類は、次の選考からの反映となります。ただし、保護者の方の保育を必要とする状況がわかる書類が不足している場合は、申込み自体を受付することができません。申込みや不足書類の提出は余裕をもって行ってください。

Q6 申込をした後で、希望保育施設を変更することはできますか？

A 市ホームページの「希望施設等変更フォーム」にて変更可能です。申込有効期間中の変更は何度でも可能ですが、変更の締切は入所受付期間と同じになります。

Q7 幼稚園と保育施設を併願する予定です。どのように手続きをすればよいですか？

A 幼稚園と保育施設を併願することは、事実上可能です。まず、幼稚園は、園によって募集時期が異なる点にご注意いただき、園へ直接手続きをお願いします。また、保育施設は、本案内をご確認いただき、電子申請でお申込みください。最終的には、1つの施設をご選択いただくため、辞退する場合は、施設(もしくは幼稚園担当課)に必ず連絡をしてください。

Q8 育児休業から復帰するときのために、事前に保育施設の予約はできますか？

A 予約はありません。他の方と同様に利用希望月の締切日までにお申込みください。

Q9 保育施設に入れなかった場合、毎月申込みが必要ですか？

A 新たに申し込む必要はありません。申込みの取下げがない限り、認定有効期間内は令和7年3月利用分まで毎月選考の対象になります(12ページ参照)。ただし、就労状況・家庭状況・児童の健康状況に変更があった場合は、「認定変更申請書」と必要書類を、みらいこども課まで必ずご提出ください。就労等の状況が変更しているにもかかわらず、ご提出がない場合は、認定の取消し(選考の対象外)とすることもあります(15ページ参照)。

Q10 令和5年度の申込みをしましたが、現在利用保留となっています。それでも令和6年度分も申込手続きが必要ですか？

A 申込みは年度ごとの受付となります。お手数ですが申込書や保育を必要とする証明書等を改めてご用意いただき、電子申請でお申込みください。

●提出書類について

Q11 複数箇所ですら就労(ダブルワーク)をしている場合、就労証明書はどうすればいいですか？

A すべての就労先の就労証明書と、タイムスケジュール表を画像添付して申請してください。タイムスケジュールには1週間どのように複数勤務しているかご自身でご記入ください。



Q12 就労内で申し込む場合、どのような書類を提出すればよいですか？

- A 勤務開始予定日を記載した就労証明書(内定証明書)をご提出ください。
勤務開始後1か月以内に、勤務開始後に就労先が発行した就労証明書をご提出ください。

●利用調整(入所選考)について

Q13 市内の保育施設をいくつ希望するかで選考に影響しますか？

- A ご希望の保育施設以外は、利用の意思がないものとみなして選考しますので、利用可能な保育施設をできる限り希望してください。ただし、希望していたにもかかわらず利用先決定後に辞退をされると、翌月の選考でも利用先が決定するとは限りません。また、入所辞退として10点の減点となり選考全体にも影響が及ぶこともありますので、**安易な辞退はおやめください。**

Q14 きょうだいは必ず同じ保育施設に入れますか？

- A 利用調整基準に基づき、できる限り配慮します。ただし、申請内容(きょうだい別園可で申請のあった場合など)や定員などの事情で別々の保育施設で利用決定する場合があります。

Q15 利用決定先が第3希望の保育施設でした。年度途中で第1希望の保育施設に空きができたなら優先的に移れますか？

- A 第1希望以外の保育施設を利用承諾となった場合でも、転所を希望する場合は再度の申請が必要になります。その場合は再度の選考となり申請内容に基づき利用調整を行います。なお、転所となった場合にはいかなる理由があっても、転所を取りやめることはできず、現在利用中の施設は退所となります(14ページ参照)。

Q16 入所を辞退したい場合、書類の提出は必要ですか？ また一度辞退した施設を後日希望することはできますか？

- A やむを得ず入所を辞退する場合、みらいこども課入所入園係へ連絡後、速やかに「辞退届」を提出して下さい。ただし、次の入所選考から同一年度内は減算の対象となります。また同年度中は、一度辞退した保育施設を希望にいれることはできません。次年度よりお申込みいただけます。なお、その後の利用調整の中で、希望する施設に保育を必要とする度合いが同一の人がほかにおいて、施設に十分な空きがなく、さらに優先順位を決めなければならないときには、辞退したことがない人を優先してご案内することがあります。**また、辞退した場合、保留通知の発行はできません。**

Q17 勤務中に、大地震などの災害・震災が起こった際、子どもの迎えはどうすればよいですか？

- A まずは、保育施設で大切にお預かりしますので、ご安心ください。東日本大震災では、交通網(道路・鉄道等)の麻痺により、多くの保護者が帰宅難民となりました。日頃から公共交通機関を使わなくても、お迎えに来ていただける方を確保しておくこと、併せて保育施設に対応方法を確認しておくことなどが大切です。

Q18 自己都合により、長期で保育施設を休む場合は、退所になりますか？

- A 一定期間において、保育施設の利用がない場合は「保育が必要ではない」と判断し、原則退所となります。しかし、やむを得ない特別な事情により、通園ができないと判断された場合、休園期間はおおむね1か月を目安に設けています。**ただし、休園の場合でも保育料は通常どおりお支払いいただきます。**
なお、里帰り出産の場合は、みらいこども課へご相談ください。

Q19 保育施設に夏休みはありますか？

- A 保育施設に夏休み等の長期休暇はありません。なお、日曜、祝日、年末年始を除く月曜日～土曜日は、原則開園(所)していますが、施設により一部取り扱いが異なりますので、詳しくは各保育施設にお問い合わせください(26～38ページ参照)。

Q20 現在幼稚園を利用中ですが、夏休みの間だけ保育園を利用することはできますか？

- A 幼稚園に在籍したまま保育施設を利用することはできません。保育施設の利用が決まった場合は、幼稚園を退園する必要があります。

Q21 「求職活動中」で、きょうだい2人の申込みをし、上の子だけ利用先が決定しました。下の子が利用できるまで仕事を始めなくても上の子は入所できますか？

- A 上のお子さんだけ利用先が決定した場合でも、下のお子さんを別居親族や企業内託児施設、認可外保育施設等に預けるなどして認定有効期間内に就労を開始していただきます。就労しない場合は退所となります。



Q22 上の子が保育施設利用中に母が妊娠し、産休・育児休業に入ると、上の子は退所になりますか？

A 一定の条件のもと、上のお子さんは利用を継続することができます。(9ページ参照)

Q23 転所申込の結果、保留通知が届きました。今通っている保育施設は退所になりますか？

A 転所が決まらなかった場合でも、現在利用中の保育施設は継続して利用できますのでご安心ください。ただし、転所が決まった場合はいかなる場合も元の保育施設に通うことはできませんので、転所の必要がなくなった場合は速やかに転所申込の取下げをお願いいたします。

●認定について

Q24 保育施設の申込みをしたら認定証(2号・3号)が送られてきました。保育施設が決まったということですか？

A 認定証(2号・3号)は、保育が必要な方に交付される、「保育が必要であるという証明」です。保育施設の入所を決定するものではありません。

Q25 転職先が決まっていれば、退職してから1か月ほど仕事を休んでも大丈夫ですか？

A 転職先が決まっていたとしても、1か月以上就労しない期間が生じた場合は認定変更の手続きが必要となります。その後就労開始日の前月末までに再度、就労への認定変更の手続きが必要となりますのでご注意ください。なお、退職後に1か月以上就労していないことが判明した場合は、認定を取消す場合があります。

●保育料について

Q26 保育料がいくらになるか教えてもらえますか？

A 恐れ入りますが、窓口やお電話での回答はできません。ただし、「市県民税税額決定・納税通知書」や「(非)課税証明書」がある場合、保育料の階層の目安をお伝えすることができます。詳細はみらいこども課入所入園係までお問合せください。

Q27 公立施設と私立施設の保育料はどのくらい違うのですか？

A 保育の必要量(標準時間・短時間)により決められた時間内の保育料は、どの保育施設でも変わりません。3歳児クラス以上の場合は保育料無償ですが、延長保育料金や給食費、教材費などは保育料とは別に必要となり、金額は保育施設によって異なります。詳細は各保育施設の概要(26~38ページ参照)等をご確認ください。

Q28 3歳の誕生日を迎えたら保育料は無償になるのですか？

A 満3歳の時点では無償とはなりません。3歳児クラスに進級(4月1日時点で3歳)した時点から無償化対象となります。

Q29 保育料を滞納するとどうなりますか？

A 保育料を滞納する保護者と、滞納していない保護者との間で、著しく公平性が損なわれるのはもちろんのこと、保育施設の安定的な運営に影響を及ぼし保育サービスが低下する恐れがあります。公平性を期するため、児童手当からの充当のほか、悪質な場合財産の差押え等の厳しい措置をとることがあります。

●その他

Q30 就労先から、育児休業の延長の手続きのために保留通知の提出を求められました。どのような手続きが必要ですか？

A 保育施設のお申込みをしていただき、利用調整の結果保留となった場合、希望月の保留通知を発行します(結果通知は初回のみ送付します。その後も通知が必要な場合は、みらいこども課入所入園係までお問合せください)。申込をしていない方に通知を発行することはできません。申込期間等よくご確認ください。締切を過ぎた後で、遡っての申込はできませんのでご注意ください。
また、育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きにつきましては、みらいこども課ではご対応いたしかねます。必ず就労先やハローワーク等にご確認ください。

子育て支援事業について

市内の各保育施設等において、下記の子育て支援事業を実施しています。詳細は各施設にお問合せください。



※すべての連絡先の市外局番は「0297」です。

地域子育て支援拠点事業

親子の交流を深め、子育ての不安を相談できる場です。さまざまなイベントも実施しています。気軽に活用し、子育てを楽しんでください。

	実施施設	所在地	連絡先
常設型	子育て支援室 BLOOM	陽光台3-9-1(みらい平市民センター2階)	44-8015
	子育て支援室 おひさま	紫峰ヶ丘4-4-1(みらい平コミュニティセンター内) Supported by 成島建設	57-0502
	小絹児童館内 子育て支援室	絹の台3-1-4(小絹児童館内)	25-2151
	きらくやま子育て支援室 こどもひろば	神生530(きらくやますこやか福祉館内)	57-0205
	子育て支援室 のびのび広場	富士見ヶ丘4-14-6(富士見ヶ丘認定こども園内)	080-9291-0372
	子育て支援室 るんるんみらい	陽光台2-35-1(認定こども園ルンビニー学園内)	58-8035
	子育て支援室 るんるんみらい2	陽光台2-29-1(ルンビニーみらい保育園内)	21-4750
	子育て支援室 ぽかぽか	筒戸3 5 6 1 - 1(ひなた保育園やわら内)	21-5582
	子育て支援室 フラワー	上小目600(谷和原第2保育所内)	44-8015
出張型	キラキラ 伊奈公民館	福田195	44-8015
	キラキラ 福岡分館	福岡1433	
	ぱんだ 谷井田コミュニティセンター	谷井田1960	57-0502
	ぱんだ 板橋コミュニティセンター	板橋2675-1	

病後児保育事業

就労等により病気の回復期のお子さんを、保護者が家庭で保育できない場合に、施設に付設された専用スペースで預かります。

実施施設	所在地	連絡先
富士見ヶ丘認定こども園	富士見ヶ丘4-14-6	44-7280
認定こども園ルンビニー学園	陽光台2-35-1	58-8035

※在園児をはじめ、在園児以外の児童も利用が可能です。施設により利用時間や金額等は異なり、事前登録が必要となります。詳細は各施設にお問合せください。

ファミリーサポートセンター事業

子育ての援助を『受けたい方』と『援助したい方』がそれぞれ会員となって、センターのコーディネーターにより、会員同士のマッチングを行う有料のサービスです。

実施施設	所在地	連絡先
ファミリーサポートセンター	神生530 (きらくやますこやか福祉館内)	57-0205

<サービスの一例>

- ◎ 冠婚葬祭、学校行事などの時に子どもを預かること
- ◎ 保育施設での保育の前・後に子どもを預かること

おやこ・まるまる サポートセンター

妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを行います。子育てに関する各種相談や情報提供等、関係機関と連携して支援を実施いたします。また、保育施設の入所入園相談も実施しております。お気軽にご相談ください。

実施施設	所在地	連絡先
おやこ・まるまるサポートセンター	陽光台3-9-1 (みらい平市民センター2階)	44-8822

保育施設一覧

- ◆ 私立保育園・認定こども園・地域型保育は、基本保育料に加え、★マークの時間帯は別途延長料金がかります。
- ◆ 「認定こども園」の情報は、保育所部(2号・3号)のみの記載となり、幼稚園部(1号)の記載はありませんのでご注意ください。
- ◆ 保育施設の事情等により、内容に変更が生じる場合があります。

区分	保育施設名	所在地	定員 保育 部分	電話番号 市外局番 0297	受入年齢	保育料	保育時間等								
							平日		土曜		早朝 開始	延長 終了	早朝 開始	延長 終了	
							通常 開始	通常 終了	通常 開始	通常 終了					
公立 保育所	伊奈第1保育所	山王新田1253	60	58-2422	満1歳～就学前	(延長保育を除く) 市で定められた 保育料(参照)	早朝 開始	通常 開始	通常 終了	延長 終了	早朝 開始	通常 開始	通常 終了	延長 終了	
	伊奈第2保育所	小張4705	80	58-1025	満1歳～就学前		7:30	8:30	17:15	19:00	伊奈第2保育所共同実施	7:30	8:30	17:15	19:00
	谷和原第1保育所	仁左衛門新田641	80	52-2100	満1歳～就学前		7:00	8:30	18:00	*19:00		7:00	8:30	18:00	*20:00
	谷和原第2保育所	上小目600	110	52-4217	生後6か月～就学前		7:00	8:30	18:00	*19:00		7:00	8:30	18:00	*20:00
	アイگران保育園富士見ヶ丘	富士見ヶ丘3-26-1	90	44-7631	生後57日～就学前		7:00	8:30	18:00	*20:00		7:00	8:30	18:00	*20:00
私立 保育園	つくば国際はるかぜ保育園	小張2786-1	140	38-6657	生後57日～就学前		7:00	18:00	*20:00		7:00	18:00	*20:00		
	テンドーラビン保育園みらい平 ※0歳児クラスの延長保育はありません。	陽光台2-2-2	70	44-7366	生後57日～就学前		7:00	18:00	*20:00		7:00	18:00	*20:00		
	アイگران保育園陽光台	陽光台4-14-1	90	38-6475	生後57日～就学前		7:00	18:00	*20:00		7:00	18:00	*20:00		
	きらり保育園	小島新田210-1	100	38-7722	生後57日～就学前	*7:00	7:30	18:30	*20:00		*7:00	7:30	18:30	*20:00	
	陽光台保育園	小張4073	60	58-3852	生後57日～就学前		7:00	18:00	*20:00		7:00	18:00	*20:00		
	ひなた保育園やわら	筒戸3561-1	60	21-3081	生後57日～就学前	*7:00	7:30	18:30	*19:30		*7:00	7:30	18:30	*19:30	
	ルンビニーみらい保育園	陽光台2-29-1	100	21-4750	生後57日～就学前		7:00	18:00	*20:00		7:00	18:00	*20:00		
	ふれあい第1保育園	長渡呂新田715	72	58-1597	満1歳～就学前	7:30	8:30	17:15	19:00	ふれあい第1保育園共同実施	7:30	8:30	17:15	19:00	
	ふれあい第2保育園	狸穴1072-45	50	58-6002	満1歳～就学前	*7:00	7:30	18:30	*19:30			7:30	18:30		
	認定 こども 園	(幼保連携型) 認定こども園ふたばランド	紫峰ヶ丘1-10-4	80	34-0028	生後6か月～就学前		7:00	18:00	*19:00		7:00	18:00	*19:00	
(幼保連携型) 認定こども園富士見ヶ丘認定こども園		富士見ヶ丘4-14-6	60	44-7280	生後57日～就学前		7:00	18:00	*19:00		7:00	18:00	*19:00		
(幼保連携型) 認定こども園ルンビニー学園		陽光台2-35-1	90	58-8035	生後57日～就学前		7:00	18:00	*20:00		7:00	18:00	*20:00		
(幼保連携型)みらい認定こども園		筒戸3190	90	21-2185	生後3か月～就学前		7:00	18:00	*20:00		7:00	18:00	*20:00		
(小規模保育)エンジンエル保育園		小絹185-3	19	52-8225	生後43日～2歳	*7:00	7:30	18:30	*20:00		*7:00	7:30	18:30	*20:00	
地域 型 保育	(小規模保育)ちびっこランドみらい平園	富士見ヶ丘1-14-3	19	44-6126	生後6か月～2歳		7:30	18:30	*19:00		7:30	18:30	*19:00		
	(小規模保育) ひなた保育園みらい平	陽光台4-3-4	19	20-7573	生後57日～2歳	*7:00	7:30	18:30	*19:30		*7:00	7:30	18:30	*19:30	
	(小規模保育) 丘の上のつなぐ保育園	紫峰ヶ丘2-3-6	19	21-2792	生後57日～2歳		7:00	18:00	*20:00		7:00	18:00	*20:00		
	(事業所内保育)なのはな園	長渡呂新田840-2	10	34-1217	生後6か月～2歳		7:30	18:30	*19:00		7:30	18:30	*19:00		

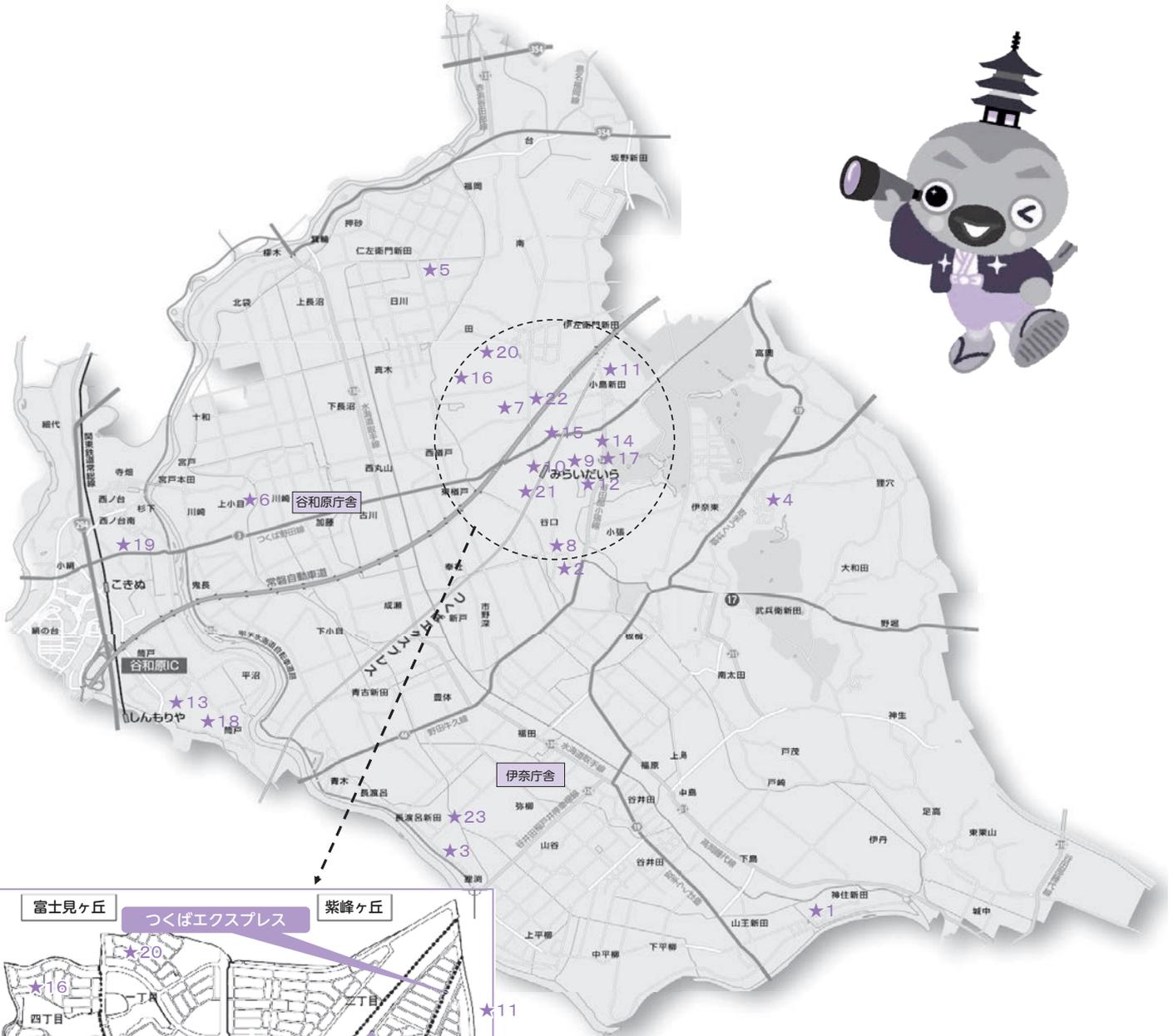
【事前の見学等について】 感染症等の影響で見学を行っていない場合があります。必ず事前にご確認のうえ、見学を行っていない場合は、施設の提供する重要事項をご確認のうえお申込みください。

保育時間(標準・短時間)一覧

区分	保育施設名	延長	保育標準時間(11時間)		延長	保育短時間(8時間)		延長
			開始	終了		開始	終了	
(公立)保育所	伊奈第1・第2保育所 谷和原第1・第2保育所 アイグランド保育園富士見ヶ丘 つくば国際はるかぜ保育園 テンダーラビング保育園みらい平 ※0歳児クラスの延長保育はありません。 アイグランド保育園陽光台		7:30	18:30	19:00	8:30	16:30	19:00
			7:00	18:00	20:00	8:30	16:30	20:00
			7:00	18:00	19:00	8:30	16:30	19:00
			7:00	18:00	20:00	8:30	16:30	20:00
			7:00	18:30	20:00	8:30	16:30	20:00
			7:00	18:00	20:00	8:30	16:30	20:00
(私立)保育園	きらり保育園 陽光台保育園 ひなた保育園やわら ルンビニーみらい保育園 ふれあい第1保育園 ふれあい第2保育園 認定こども園ふたばランド	7:00	7:00	18:30	19:30	8:30	16:30	19:30
			7:00	18:00	20:00	8:00	16:00	20:00
			7:30	18:30	19:00	8:30	16:30	19:00
			7:30	18:30	19:00	8:30	16:30	19:00
			7:30	18:30	19:00	8:30	16:30	19:00
		7:00	7:30	18:30	19:30	8:30	16:30	19:30
(私立)認定こども園	富士見ヶ丘認定こども園 認定こども園ルンビニー学園 みらい認定こども園 エンジェル保育園(小規模保育) ちびっこランドみらい平園(小規模保育) ひなた保育園みらい平(小規模保育) 丘の上のつなぐ保育園(小規模保育) なのはな園(事業所内保育)		7:00	18:00	19:00	8:30	16:30	19:00
			7:00	18:00	20:00	8:00	16:00	20:00
			7:00	18:00	20:00	8:00	16:00	20:00
		7:00	7:30	18:30	20:00	9:00	17:00	20:00
			7:30	18:30	19:00	8:00	16:00	19:00
		7:00	7:30	18:30	19:30	8:30	16:30	19:30

◇延長時間の利用については、別途延長料金が発生しますので、各保育施設へお問合せください。

保育施設マップ



地図番号	保育施設名	地図番号	保育施設名
★1	伊奈第1保育所	★13	ひなた保育園やわら
★2	伊奈第2保育所	★14	ルンビニーみらい保育園
★3	ふれあい第1保育園	★15	認定こども園ふたばランド
★4	ふれあい第2保育園	★16	富士見ヶ丘認定こども園
★5	谷和原第1保育所	★17	認定こども園ルンビニー学園
★6	谷和原第2保育所	★18	みらい認定こども園
★7	アイグラン保育園富士見ヶ丘	★19	エンジェル保育園
★8	つくば国際はるかぜ保育園	★20	ちびっこランドみらい平園
★9	テンドーラビング保育園みらい平	★21	ひなた保育園みらい平
★10	アイグラン保育園陽光台	★22	丘の上のつなぐ保育園
★11	きらり保育園	★23	なのはな園
★12	陽光台保育園		

★あさのいち★
@みらい平どんぐり公園 毎月開催中!

市内若手農業者グループつくばみらい4Hクラブによる新鮮な農産物の直売をメインに朝市を開催しています! 月ごとの開催日時は市ホームページ、または右のQRコードからあさのいち公式Twitterをご確認ください。



各保育施設の紹介

<注意>

- ①各保育施設の紹介ページに記載している「主な経費」はあくまで一例です。また、令和5年度の情報を記載しているため、記載情報に変更が生じる場合があります。
- ②保育施設利用の際に用意していただくもの等があり、内容も保育施設ごとに違います。詳細については、各保育施設へお問合せください。



公立	HP	伊奈第1保育所		マップ★1 
		つくばみらい市山王新田 1253	0297-58-2422	
施設ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/ina-d1/		

公立	HP	伊奈第2保育所		マップ★2 
		つくばみらい市小張 4705	0297-58-1025	
施設ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/ina-d2/		

公立	HP	谷和原第1保育所		マップ★5 
		つくばみらい市仁左衛門新田 641	0297-52-2100	
施設ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/yawara-d1/		

公立	HP	谷和原第2保育所		マップ★6 
		つくばみらい市上小目 600	0297-52-4217	
施設ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/yawara-d2/		

◎公立保育所共通

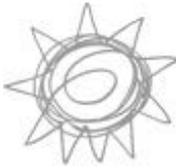
給食	上乗せ徴収	保育の特徴	主な保護者参加行事
完全給食(3歳児以上は主食代・副食代負担)、土曜：お弁当持参	なし	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちがたくさんの体験に出会い、発見したり驚いたり、おいしい!うれしい!きれいな!と素直な心が育つように、そしてどの子もいっぱい遊びを楽しむことができるよう努めています。 ●年齢別保育が基本ですが、異年齢との混合組になることもあります。少子化の時代を踏まえ、できる限り異年齢児との交流を取り入れながら豊かな人間性をもった子どもを育てることを基本方針としています。 	4月 入所式 6月 運動会 11月 生活発表会 3月 修了式
実費徴収：主な経費(保育料以外の経費)			
<ul style="list-style-type: none"> ●傷害保険代：240円/年 ●主食代(3歳児以上)：500円/月 ●副食代(3歳児以上)：4,500円/月 ●保護者会費：400円/月 ●その他絵本代、カラー帽子代 など 			

私立	HP	アイグラン保育園富士見ヶ丘		マップ★7 
	施設 ホームページ→		つくばみらい市富士見ヶ丘 3-26-1	
給食		完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<ul style="list-style-type: none"> ●延長保育料：250円 /30分 ●主食代(3歳児以上)：1,250円 / 月 ●副食代(3歳児以上)：5,000円 / 月 ●布団乾燥代：500円 / 月 ●保護者会費：200円 / 月 ●保育用品：金額は用品により異なる(各自購入) ●体操服：4・5歳児(上衣1,500円～ 半ズボン1,300円～)3歳児希望者のみ ●絵本・写真・行事(夏祭り食券)：希望者のみ 				
保育方針		保育理念		
<ul style="list-style-type: none"> ★自主性を育てます。 ★個性を大切にします。 ★思いやりの気持ちが育つ、『心の基地』をめざします。 ★自然との触れ合いを大切にします。 		<p>私たちは子ども達に「自分の夢を自分の力で実現できる人」になって欲しいと願っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなことに興味を持ち、自分で考えてやってみる気持ちを持つこと。 ・思いやりの気持ちを持って楽しく仲間と関わることができること。 ・安心できる「心の基地」があること。 		
保育の特徴		主な保護者参加行事		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎週1回、有資格者による本格的なリトミック教育を導入しています。(2～5歳児) ・安心の手作り給食・おやつ(天然だしにこだわり調理し、本物の味覚の給食を陶器の食器で提供します。) ・ネイティブ講師によるオンライン英会話の実施(4・5歳児) ・地球にやさしく、園児にやさしい！裸足で思いっきり走り回れ、思いっきり転べる芝生園庭の導入。 ・菜園で野菜を栽培し、生長を見守り、収穫の喜びを感じながら自然と触れ合う活動を行っています。 		<ul style="list-style-type: none"> 4月 入園式・進級式 7月 夏祭り ※他に保育参観・個人面談を予定しています。 10月 運動会 2月 発表会 3月 卒園式 <div style="text-align: center;"> <p>未来に貢献できる企業でありたい</p>  <p>AIGRAN 株式会社 アイグラン</p> </div>		

私立	HP	つくば国際はるかぜ保育園		マップ★8 
	施設 ホームページ→		つくばみらい市小張 2786-1	
給食		完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<ul style="list-style-type: none"> ●主食代(3歳児以上)：1,200円 / 月 ●副食代(3歳児以上)：4,500円 / 月 ●体操着(冬：上着4,180円税込、ズボン3,355円税込 夏：シャツ2,750円税込、ショートパンツ1,815円税込、スモック：1,925円税込)※別途送料税込み880円 ●延長保育料：100円 / 日 ●傷害保険代：240円 / 年 ●布団乾燥代：500円 / 月 ●延長保育おやつ代：50円 / 日 など 				
保育の特徴		主な保護者参加行事		
<ul style="list-style-type: none"> ★「積極的でのびのびとした明るい子に育てたい」「遊びなどをとおして創造力を養うとともに、物事を深く考える子に育てたい」「自己主張するだけでなく、時には我慢したり譲り合ったりして、助け合い協力して、遊べる子に育てたい」「友達が困っている時、相手の気持ちになって考えられる心やさしい子に育てたい」「家庭との連絡を大切に、子供の健康管理に努め、安全で元気に遊ぶことができる環境をつくる」の5項目を保育方針とし、保育を行います。 ★つくば国際短期大学附属という教育機関の性格を生かし、「人を思いやる 優しく強い心を育てる」「物事に感動する豊かな心を育てる」を保育目標に、豊かな人間性を育てる保育を行います。 ★園児の発達にあわせて、専門の先生による音楽指導・英語指導を保育時間内に行います。 ★子どもたちといっしょに、季節の花や野菜などを育てていきます。 ★園の栄養士が安全に配慮した食材を使用して、季節や行事に合わせた献立を作ります。 		<ul style="list-style-type: none"> 4月 入園式・進級式 7月 夏祭り 9月 親子遠足 10月 運動会 12月 生活発表会 3月 卒園式 <p>※この他に保育参観や個人面談なども予定しています。</p> <div style="text-align: center;">  </div>		

私立	HP	テnderラビング保育園みらい平		マップ★9
	施設 ホームページ→		つくばみらい市陽光台 2-2-2	
給食		完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし	
<p>●延長保育料：400円/30分(補食代込)※0歳児クラスは延長保育の実施はありません。</p> <p>●主食代(3歳児以上)：1,500円/月 ●副食代(3歳児以上)：4,500円/月 ●会社加入傷害保険にて対応(無料)</p> <p>●布団乾燥代：500円/月0歳クラスのみ ●年齢別教材費：年齢、購入品により異なります</p> <p>●行事費1,000円/4回 ●各クラスその他絵本代</p>				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>「一人ひとりの子どもの人権を尊重し、互いの存在を認めあう心豊かな子どもの健全育成に向けた保育を目指す」ことを保育理念とし、「丈夫な身体、元気な子ども」「みんなと仲良く遊べる子ども」「自分で身の回りのことができる子ども」「自分で考えて行動できる子ども」「自然や命の大切さをわかる子ども」を目標とし、保育に取り組んでいます。</p>		<p>4月 入園お祝い会・保護者懇談会</p> <p>5月 個人面談</p> <p>6月 保育参観（3.4.5歳児）</p> <p>10月 運動会</p> <p>11月 保育参観（0.1.2歳児）</p> <p>12月 生活発表会（3.4.5歳児）</p> <p>3月 卒園式・進級式など</p>		
保育の特徴				
<p>★子どもの成長に合わせた音楽・体操・英語遊びを専門講師が指導します。</p> <p>★野菜や花の栽培をし、生長を楽しみ、野菜や草花などを使い自然の遊びへとつなげていく活動を行っています。子どもたちが伸び伸びと遊べる環境を作り、子どもが自ら考えだす「遊び」で楽しめる保育を行います。</p> <p>★年間を通して裸足保育を行っています。保育士との活動の中で自分の体の守り方や安全教育にも力を入れています。完全給食の中で旬の食材を取り入れながら様々な食材に目を向け興味・親しみを持てるような食育活動を行っています。</p>				

私立	HP	アイグラン保育園陽光台		マップ★10
	施設 ホームページ→		つくばみらい市陽光台 4-14-1	
給食		完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし	
<p>●延長保育料：250円/30分 ●主食代(3歳児以上)：1,250円/月 ●副食代(3歳児以上)：5,000円/月</p> <p>●保護者会費：250円/月 ●布団乾燥代：500円/月 ●絵本、写真代：希望者のみ</p> <p>●体操服(上下で3,100円～)(4.5歳児のみ) ●保育用品：各自購入(金額は用品によって異なる。) ●卒園アルバム代(年長児のみ)</p>				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>★自主性を育てます。</p> <p>★個性を大切にします。</p> <p>★思いやりの気持ちが育つ、『心の基地』をめざします。</p> <p>★自然との触れ合いを大切にします。</p>		<p>4月 入園式、進級式</p> <p>5月 保育参加（0.1.2歳児）保育参観（3.4.5歳児） ※給食試食会あり</p> <p>7月 夏祭り</p> <p>8月 個人面談</p> <p>9月 リトミック参加（2.3.4.5歳児）</p> <p>10月 運動会</p> <p>2月 生活発表会</p> <p>3月 クラス懇談会 卒園式（5歳児）</p>		
保育の特徴				
<p>・季節に応じた行事を行い、絵本やわらべうたなどとおして、好奇心・想像力・理解力を育めるよう努めています。</p> <p>・0歳児からテーマ遊びを取り入れ、物を大切にすることを育み、リズム遊びで体幹を鍛えるなど、遊びの中で楽しく身につけていきます。</p> <p>・週に1回の上級指導員有資格者による本格リトミックの実施。(2～5歳児)</p> <p>・ネイティブ講師によるオンライン英会話の実施(4・5歳児)</p> <p>・和太鼓や習字教室など、良い姿勢や集中力を養う取り組みを行っています。</p> <p>・ウェブカメラでお子様様子をパソコンや携帯電話からご覧いただけます。</p> <p>・園庭で、のびのびと五感を刺激して遊ぶことができる環境が整っています。</p> <p>・毎日手作りおやつで対応します。</p> <p>・無添加や国産のものを中心に、旬を大切に考え、素材そのものの味を生かした薄味の調理を心がけています。</p> <p>・化学調味料や冷凍食品は一切使用せず、素材の味を知ってもらうためにも手作りを基本とし、よい食材選びをしています。</p>				

私立	HP	きらり保育園		マップ★11
				
施設 ホームページ→		http://www.tsutsumikai.com		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<ul style="list-style-type: none"> ●早朝保育：300円/30分（上限3,000円/月）※標準時間利用者のみ利用可 ●延長保育：300円/30分 ●個人教材費（発生した場合、数百円程度） ●主食代（3歳児以上）：1,500円/月 ●副食代（3歳児以上）：5,000円/月 ●卒園準備金：1,500円/月程度（5歳児のみ） ●傷害保険代：400円/年程度 ●カラー帽子：1,500円程度 ●体操着・教材（3歳児以上）：10,000円程度 ●おむつ処理代：100円/月 				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>子どもの個性や成長に合わせ「心・体・知」のバランスを大切にした養護と教育を基本とします。「心」では、集団生活を通じた関わりで社会のルールや思いやりのある優しい気持ちを育てます。</p> <p>「体」では、体育や遊びを通し、基礎体力やリズム感、反射神経を高め健康的な体を育てます。また、強い体を作るために食育についても取り組みます。「知」では、子ども達の知的好奇心を刺激するカリキュラムを整え、遊びを通して楽しく学びます。子ども達の興味や成長に合わせ、絵画・造形活動を通して、豊かな感性や創造性を育みます。</p>		<p>4月 入園式</p> <p>5月 保育参観</p> <p>7月 夏祭り</p> <p>10月 運動会</p> <p>11月 親子遠足（4・5歳）</p> <p>12月 発表会</p> <p>3月 卒園式</p>		
保育の特徴		 <p>社会福祉法人つつみ会 きらり保育園</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック・英語を指導します。 ・体操教室（月1回・放課後は週3～4回希望者へ指導※有料） ・体全体を使って元気に活動出来るよう広い園庭を備えています。 また、園舎は柔らかく温かみのある木造で、園児が心地良くリラックスして過ごせる環境です。 ・園専属の栄養士が、栄養バランス良く園児の喜ぶ献立を作成し提供します。 				

私立	HP	陽光台保育園		マップ★12
				
施設 ホームページ→		http://numatagakuen.com/youkoudaihoikuen/		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<ul style="list-style-type: none"> ●主食代（3歳児以上）：1,200円/月 ●副食代（3歳児以上）：4,500円/月 ●延長保育料：500円/30分 月上限4,000円 ●傷害保険代：1,860円 など 				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>学校法人沼田学園が幼稚園教育方針のモットーに掲げている「明るく元気で伸びのびと」のもと、保育園においても、その教育方針を踏まえ、各家庭との連携を大切にし、乳幼児一人一人に対して、からだを使ったさまざまな遊びを通し、総合的ななかかわりの中で保育をしていきます。</p>		<p>4月 入園式</p> <p>5月 保育参観</p> <p>10月 運動会</p> <p>12月 クリスマス発表会</p> <p>2月 給食参観</p> <p>3月 卒園式</p>		
保育の特徴		 		
<p>(1) 丈夫なからだづくり（健康なからだ）</p> <p>(2) 年齢にあった知能の開発（潜在能力の開発）</p> <p>(3) 豊かな人間性を育む（思いやりの心を育てる）</p> <p>以上の3点を目標としています。</p>				

私立	HP	ひなた保育園やわら		マップ★13
				
施設 ホームページ→		http://anfini.co.jp/hinata/yawara/		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<ul style="list-style-type: none"> ●主食代(3歳児以上)：1,000円 / 月 ●副食代(3歳児以上)：4,500円 / 月 ●教材費等：0・1・2歳児 3,000円程度 3・4・5歳児 6,000円程度 ●延長保育料：250円 / 30分 ●年長児親子遠足：5,000円程度 				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>・ひなた保育園は、保育所保育指針に基づき、遊びを中心に子ども達が『日向（ひなた）』にいるような温かい雰囲気の中で保育を提供し、子ども達の健やかな成長を目指します。</p> <p>・保育目標は「おもいっきり遊ぶ」「しっかり食べる」「ぐっすり眠る」この3つの基本的な生活リズムをきちんと整えることで、健康な心と体を育てていきます。</p>		<p>6月 保育参観、保護者懇談会</p> <p>10月 年長児親子遠足・運動会</p> <p>12月 生活発表会（0・1・2歳児）</p> <p>1月 生活発表会（3・4・5歳児）</p> <p>3月 卒園式（年長児）</p> <p>※ 4・5歳児サッカー教室 } 自由参観 0・5歳児英語教室 } (実施期日を設定)</p>		
保育の特徴				
<p>★開放的で木の温もりが感じられる園舎と、大きな築山・木製すべり台のある広々とした園庭は子ども達の活動の幅を広げます。</p> <p>★専任コーチによるサッカー教室を通して、礼儀やマナー思いやりの心など社会性を身に付けます。</p> <p>★給食と午後のおやつは自園調理を行い、出来たての温かい食事を提供します。主食には、地元産のお米や、ベーカリーと連携した手作りパンを提供しています。</p>				

私立	HP	ルンビニーみらい保育園		マップ★14
				
施設 ホームページ→		https://lumbini-mirai.com/		
給食	完全給食（3歳児以上は副食代負担・ごはん持参）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<ul style="list-style-type: none"> ●副食代：4,500円 ●入園時 用品代：3歳児以上約35,000円 1歳児・2歳児：約20,000円 0歳児：約5,000円 ●入園時 教材代：3歳児以上約15,000円 2歳児：約6,000円 1歳児：約3,000円 0歳児：約2,000円 ●その他諸経費：6,000円程度 / 年 ●延長保育料：年齢・時間帯による ●保護者会費：500円 / 月 				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>子どもは豊かにのびてゆく可能性をその内に秘めています。初めての集団生活の中で、見たり聞いたり感動したり様々な体験を通して、豊かな人間性と生活習慣の基礎をしっかりと身につけます。</p> <p><目指す子どもの姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気な子ども ・正しく美しい心の子ども ・仲良くおらかな子ども 		<p>4月 入園式</p> <p>5月 花まつり 親子遠足</p> <p>7月 夏まつり</p> <p>10月 運動会</p> <p>11月 キラキラカーニバル（祖父母の会） 稚児の儀（年長組）</p> <p>12月 もちつき大会 クリスマス会</p> <p>2月 発表会</p> <p>3月 卒園式</p> <p>※その他、誕生会（誕生月の園児の祖父母）、保育参観、個人面談など</p>		
保育の特徴				
<p>・仏教的情操教育を基本に、幼児教育・保育を年齢ごとに行い一人ひとりの持っている個性を大切にします。</p> <p>・様々な体験が豊かな心を育てます。</p> <p>遊びは子どもにとって学びそのものです。知育・徳育・体育をバランスよくカリキュラムに生かし、幼稚園・保育園の良さを生かしながら子どもが生き生きと過ごす、あたたかい心の通った園づくりを目指します。</p> <p>・英語教育に力を入れ、2～5歳児は毎日、ネイティブの講師による指導を行っています。また、食育も大切にしており、季節の食材をとり入れた手づくり給食を提供します。</p> <p>・子どもだけで楽しむもの、ご家族みんなで一緒に楽しむものなど日本古来の伝統行事等を取りいれます。</p>				

私立	HP	ふれあい第1保育園		マップ★3
				
施設 ホームページ→		https://www2.tm-shakyo.jp/ina-d3/		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●傷害保険代：240円/年 ●主食代(3歳児以上)：500円/月 副食代(3歳児以上)4,500円/月 ●保護者会費：400円/月 ●布団乾燥代 300円/年5回 ●土曜日保育軽食代(3歳児以上)300円/回 など ※その他給本代、カラー帽子代などの費用がかかります。 ※費用等の変更がある場合があります。</p>				
保育方針		保育の特徴		
<p>『豊かな人間性をもった子どもを育成する』 子どもたちが、たくさんの体験に出会い、発見したり驚いたりしながら、満足感や達成感を味わい、うれしい！きれい！など豊かな感性が育つように努めるとともに、一人一人遊びを十分楽しむことができるようにする。</p>		<p>令和3年11月より新園舎での保育がスタートしました。時間ごとに照明の色が変わるシステムを導入し、子どもの心と身体を育む彩り豊かな光の中で保育をしています。全面芝生の園庭、自然に恵まれた散歩コースにより、戸外活動も充実しています。</p>		
主な保護者参加行事				
<p>4月 入園式・保護者会総会 6月 運動会 12月 生活発表会 3月 卒園式</p>				
<p>※この他に保育参加・個人面談なども予定しています。</p>				
 つくばみらい市 社会福祉協議会 TSUKUBAMIRAI CITY COUNCIL OF SOCIAL WELFARE				

私立	HP	ふれあい第2保育園		マップ★4
				
施設 ホームページ→		https://www2.tm-shakyo.jp/ina-d4/		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●傷害保険代：240円/年 ●主食代(3歳児以上)：500円/月 副食代(3歳児以上)4,500円/月 ●保護者会費：400円/月 ●布団乾燥代 300円/年5回 ●土曜日保育軽食代(3歳児以上)300円/回 など ※その他給本代、カラー帽子代などの費用がかかります。 ※費用等の変更がある場合があります。</p>				
保育方針		保育の特徴		
<p>『豊かな人間性をもった子どもを育成する』 子どもたちが、たくさんの体験に出会い、発見したり驚いたりしながら、満足感や達成感を味わい、うれしい！きれい！など豊かな感性が育つように努めるとともに、一人一人遊びを十分楽しむことができるようにする。</p>		<p>広い園庭で思いっきり走り回ったり、豊かな自然の中で草花や昆虫と触れ合ったりとたくさんの体験に出会えます。子どもたちの発見や驚きを大切にし、自分で考え、お友達と話し合い「考える力」を育てていきます。</p>		
主な保護者参加行事				
<p>4月 入園式・保護者会総会 6月 運動会 12月 生活発表会 3月 卒園式</p>				
<p>※この他に保育参加・個人面談なども予定しています。</p>				
 つくばみらい市 社会福祉協議会 TSUKUBAMIRAI CITY COUNCIL OF SOCIAL WELFARE				

私立 幼保連携型 認定こども園	HP	認定こども園ふたばランド		マップ★15 
	施設 ホームページ→		つくばみらい市紫峰ヶ丘 1-10-4	
給食		完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	施設維持・特別プログラム 2,300円/月	
<p>●園児納付金(初年度3歳児：35,000円、4・5歳児：25,000円) ●行事費：1,000円 ●主食代(3歳児以上)：2,000円 ●副食代(3歳児以上・おやつ代含)：6,000円/月 ●保護者会費：300円/月 ●指定ウエア4,000円・保育用品6,000円など合計10,000円程度 その他遠交代等</p>				
保育方針		保育の特徴		
<p>「たくましく 大地に根をはれ ふたばっ子」を理念とし、 たくましく・・・心も体も健康な子を育てます。 大地に根をはれ・・・幼児期は人格の基礎づくりの時、根っこの時代です。発達段階をしっかりと押さえ、幼児期には幼児期にふさわしい生活「遊び」を大切にします。</p>		<p>幼保連携型認定こども園として、双葉学園の教育理念をベースに子どもたちが安全に安心できる環境を整備し、1号認定、2、3号認定の子どもたち一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として、生活や遊びを共に過ごす中で「生きる力」の基礎を育てていきます。また、保護者・地域の人々との交流を図りながら子育て支援にも力を入れています。子どもを中心とした、子どもたちが主人公の「子どもたちの楽園」を目指します。</p>		
主な保護者参加行事				
<p>4月 始業式、入園式、保護者会総会 5月 親子ふれあいタイム 8月 夏まつり 10月 運動会 11月 作品展 12月 保育参観 2月 発表会 3月 卒園式</p>		<p>(たてわり保育) 異年齢児(4・5歳児)との混合保育を行います。様々な人間関係を育みながら生活習慣の自立や言語などの社会性を自然に身につけていきます。 (乳児保育) 担当制による保育で、より母子に近い関係を一人ひとりのペースに合わせて、食事・排泄・睡眠といった生理的な側面について、出来るだけ同じ保育士が関わるよう配慮していきます。</p>		
				

私立 幼保連携型 認定こども園	HP	富士見ヶ丘認定こども園		マップ★16 
	施設 ホームページ→		つくばみらい市富士見ヶ丘 4-14-6	
給食		完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし	
<p>●延長保育料：夕方延長平日300円(おやつ代込) ●給食費(3歳児以上)：6,000円/月 ●イベント代等：2,000円/月 傷害保険代含む ●絵本代(1歳児以上)：約400円～約1,000円/月(年齢に応じて変動。月末自宅に持ち帰り) ●園服(冬)7,600円(夏)3,500円 ●体操服(上・下)3,200円 ●入園時教材(通園カバン・帽子含む)約12,000円 ※2023年8月時点の金額となります。</p>				
保育方針		保育の特徴		
<p>・自主性・コミュニケーション力を育てます。 ・あそびを通じて創造力・想像力を培います。 ・基本的な生活習慣を身につけ、人間力を育てます。</p>		<p>自法人では、こども達が大人になり社会で自立して生きていく時、絶対に必要になる人間力を育てる為、基本的な生活習慣を身につけるとともに、さまざまな経験を通じて、心身共に個々の成長を促していくことを念頭に置き保育に務めます。</p>		
主な保護者参加行事				
<p>4月 入園式、総会 5月 親子遠足(5歳児) 親子運動会(0・1・2歳児) 6月 個別面談 7月 夏まつり 9月 親子遠足(4・5歳児) 11月 作品展 親子運動会(3・4・5歳児) 2月 生活発表会 個別面談 3月 卒園式</p>		<p>こども達に関わる大人を保育士だけでなく、分野ごとの専門者を保育活動に取り入れる。(音感・身体能力〔水泳・体操〕・語学〔コミュニケーション・異文化交流〕・日本伝統芸など) 食事は離乳食から完全給食とし、お米・野菜等は法人で作る四季折々の手作りを使用。 地域に根ざした支援事業として、地域の方々との交流や高齢者の方々との交流も積極的に実施していきたいと考えています。</p> <p>事業内容：子育て支援センター・一時預かり保育・病後児保育等を実施。</p>		
				

私立 幼保連携型 認定こども園	HP	認定こども園ルンビニー学園		マップ★17
				
施設 ホームページ→		http://www.lumbini-mirai.jp/		
給食	完全給食（3歳児以上は副食代負担・ごはん持参）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●主食代：ごはん持参 ●副食代：4,500円 / 月</p> <p>●入園時 用品代：3歳児以上約35,000円 1歳児・2歳児：約20,000円 0歳児：約5,000円</p> <p>●入園時 教材代：3歳児以上約15,000円 2歳児：約6,000円 1歳児：約3,000円 0歳児：約2,000円</p> <p>●その他諸経費：6,000円程度 / 年 ●延長保育料：年齢・時間帯による ●保護者会費：500円 / 月</p>				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>子どもは豊かにのびてゆく可能性をその内に秘めています。初めての集団生活の中で、見たり聞いたり感動したり様々な体験を通して、豊かな人間性と生活習慣の基礎をしっかりと身につけます。</p> <p><目指す子どもの姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気な子ども ・正しく美しい心の子ども ・仲良くおらかな子ども 		<p>4月 入園式</p> <p>5月 花まつり 親子遠足</p> <p>7月 夏まつり</p> <p>10月 運動会</p> <p>11月 キラキラカーニバル（祖父母の会） 稚児の儀（年長組）</p> <p>12月 もちつき大会 クリスマス会</p> <p>2月 発表会</p> <p>3月 卒園式</p>		
保育の特徴		※その他、誕生会（誕生月の園児の祖父母）、保育参観、個人面談など		
<ul style="list-style-type: none"> ・仏教的情操教育を基本に、幼児教育・保育を年齢ごとに行い一人ひとりの持っている個性を大切にします。 ・様々な体験が豊かな心を育てます。 ・遊びは子どもにとって学びそのものです。知育・徳育・体育をバランスよくカリキュラムに生かし、幼稚園・保育園の良さを生かしながら子どもが生き生きと過ごす、あたたかい心の通った園づくりを目指します。 ・英語教育に力を入れ、2～5歳児は毎日、ネイティブの講師による指導を行っています。また、食育も大切にしており、季節の食材をとり入れた手づくり給食を提供します。 ・子どもだけで楽しむもの、ご家族みんなで一緒に楽しむものなど日本古来の伝統行事等を取り入れます。 		<p> 社会福祉法人 照桑福祉会</p>		

私立 幼保連携型 認定こども園	HP	みらい認定こども園		マップ★18
				
施設 ホームページ→		http://www.tuchiura.ac.jp/		
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
<p>●主食代：1,200円 / 月 ●副食代：4,500円 / 月 ●行事費0・1・2歳児 1,000円程度 3・4・5歳児 3,000円程度</p> <p>●延長保育料：500円 / 30分（上限4,000円 / 月） ●傷害保険代：1,860円（4月）</p> <p>●制服代3歳以上：35,000円程度 ●体操服代3歳以上：15,000円程度</p> <p>●教材費等：0・1歳児5,000円程度 / 年、2歳以上10,000円程度 / 年</p>				
保育方針		主な保護者参加行事		
<ul style="list-style-type: none"> ・丈夫なからだづくり（健康なからだ） ・年齢に合った知能の開発（潜在能力の開発） ・豊かな人間性を育む（思いやりの心を育てる） 		<p>4月 入園式</p> <p>5月 個人面談</p> <p>6月 保育参観</p> <p>10月 運動会</p> <p>12月 発表会</p> <p>2月 親子レクリエーション（3歳児以上）</p> <p>3月 卒園式</p>		
保育の特徴		<p>本園では、職員一同子を思う親の心を指導の目標とし、特色あるカリキュラムを編成してお子様の資質の向上を図り、それを将来行われるあらゆる教育のよりよい成果につなぐことを願っております。</p> <p>また、学校法人沼田学園が、幼稚園教育方針のモットーに掲げている「明るく 元気で のびのびと」のもと、認定こども園におきましても、その教育方針を踏まえ、各家庭との連携を大切にし、乳幼児一人一人に対して、からだを使ったさまざまな遊びをとおり、総合的なかわりの中で指導を行っていきます。</p>		
		<p></p>		

私立 地域型保育園 小規模保育	HP	エンジェル保育園		マップ★19
				
施設 ホームページ→		https://mirainoko.jp/		
給食	完全給食			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
●延長保育料：200円 / 30分 ●傷害保険代：300円 / 年 など				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>★当園が一つの家族のような存在となり、子供達が兄弟のように喧嘩したり 笑ったり 泣いたり 慰めあったりできる場にしていきます。</p> <p>★子供の目の高さに合わせて、健康でのびのびとした保育を目指します。</p>		<p>6月 個人面談</p> <p>11月 ちびっこランドかい</p> <p>2月 親子お楽しみ会</p>		
保育の特徴				
<p>家庭的な雰囲気を大切にし、子どもたち一人ひとりと丁寧に向き合い子どもたちにとって“もう一つのおうち”となれるよう、少人数ならではのきめ細やかな保育を進めてまいります。</p> <p>保育園とご家庭とが共に子どもの成長を喜び共感しながら、保護者の方にとってもホッとできる場となり、温かで安心できる環境を築いてまいります。</p>		 <p>つくばみらい市認可小規模保育施設 エンジェル保育園 NURSERY SCHOOL CHIBIKKO HOUSE ANGEL</p>		

私立 地域型保育園 小規模保育	HP	ちびっこランドみらい平園		マップ★20
				
施設 ホームページ→		http://www.cbland-miraidaira.jp/		
給食	完全給食			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
●延長保育料：250円 / 30分 ●傷害保険代：1,300円 など				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>「からだの丈夫な子」「元気にあいさつができる子」「静かにお話が聴ける子」「思いやりの心をもつ子」を目標に保育を行います。</p>		<p>個人面談・保育参加など</p>		
保育の特徴				
<p>★お外での活動をたくさん取り入れて、近くの田んぼや公園など自然の中でのびのびと過ごします。</p> <p>★小規模保育ならではのアットホームな環境で、みんなが兄弟や家族のように触れあえる、あたたかく居心地のよい園です。</p> <p>★ひとりひとりの個性を大切にきめ細やかな保育をします。</p>		<p>一般社団法人フォーピース</p> 		

私立 地域型保育園 小規模保育	HP	ひなた保育園みらい平		マップ★21 
	施設 ホームページ→		つくばみらい市陽光台 4-3-4	
給食		完全給食	http://anfini.co.jp/hinata/	
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
●延長保育料：250円 / 30分 ●教材費等：2,000円程度				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>・ひなた保育園は、保育所保育指針に基づき、遊びを中心に子ども達が『日向（ひなた）』にいるような温かい雰囲気の中で保育を提供し、子ども達の健やかな成長を目指します。</p> <p>・保育目標は「おもいっきり遊ぶ」「しっかり食べる」「ぐっすり眠る」この3つの基本的な生活リズムをきちんと整えることで、健康な心と体を育てていきます。</p>		6月 保育参加 7月 個人面談 8月 夏祭り 10月 ミニ運動会 1月 個人面談 3月 2歳児修了式		
保育の特徴				
<p>★木の温もりが感じられる園舎でゆったりとした時間を過ごすことができます。</p> <p>★相撲部屋跡地ならではの稽古場を活用したスペースで、体を動かしたり、イベント等を行います。</p> <p>★専任コーチによる運動遊びを通して、楽しみながら体の動かし方を身に付けます。</p> <p>★給食と午後のおやつは自園調理を行います。出来立ての温かい食事を提供します。</p> <p>★専用アプリでの登降園管理や、お子様の日々の様子、園からのお知らせ等を配信しています。</p>				

私立 地域型保育園 小規模保育	HP	丘の上のつなぐ保育園		マップ★22 
	施設 ホームページ→		つくばみらい市紫峰ヶ丘 2-3-6	
給食		完全給食	https://syoujinkai-tsunagu.or.jp/about/okanouenotsunagu	
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			上乗せ徴収	なし
●延長保育料：19時まで200円 / 15分 19時以降300円 / 15分 ●教材費：300円 / 月 ●絵本代：300～500円 / 月				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>個を尊重し、自尊心を育む教育 利他の精神で、和を育む教育</p>		4月 入園式 6月 保育参観 7月 七夕集会 12月 クリスマス会 2月 保育参観 3月 卒園式		
保育の特徴		※行事については予定となります。		
<p>子ども一人一人の個を尊重し、目的を持った遊びを促し、自尊心を育みながら、日常的な行動ができるようになる事を大切に保育を行っていきます。</p> <p>また、自尊心を育みながらも、他人の事を考え尊重出来る子ども達を育てることを目指しています。</p> <p>子どもたちだけではなく、法人には公認心理士も在籍しており、子どもの小さい保護者の方の不安や悩みなども専門家に相談できる環境をつくっております。</p>				

私立 地域型保育園 事業所内保育	HP	なのほな園		マップ★23
				つくばみらい市長渡呂新田 840-2
施設 ホームページ→		https://www.anfini.co.jp		
給食	完全給食			
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし	
<ul style="list-style-type: none"> ●教材費750円/月 ●延長保育料300円/回(30分)+100円(おやつ代) 				
保育方針		主な保護者参加行事		
<p>「おもいっきり遊ぶ」「しっかり食べる」「ぐっすり眠る」という保育目標のもと、職員のチームワークを大切に保育を行っています。お子さまと保護者の方にとって、園が安心できる場所になれるよう、園と家庭で協力してお子さまの成長を見守ります。</p>		<p>季節に応じた行事を行っています。</p> <p>春…ミニ運動会 夏…お祭り 秋…大運動会 冬…クリスマス会 3月…修了式</p>		
保育の特徴				
<p>園庭で思い切り走り回ったり、園の外に出て長距離を歩いたり、自然に囲まれた環境を楽しむことのできる園です。自由遊びの時間を大切に、一人ひとりが夢中になって遊べるような環境づくりをしています。小規模のメリットである異年齢交流の中でコミュニケーション能力を高めます。隣接している高齢者施設との交流を図り、他者をいたわる気持ちを学び、社会生活を体験します。</p> <p>まずは見学にいらしてください！</p>		<p>子どもの成長に合わせた楽しい行事を行っています。保護者参加行事は、ただ見るだけではなく、「子どもたちと一緒に」を大切にしています。</p>		

つくばみらい市 一時預かり・企業主導型 保育施設一覧

●一時預かり保育施設（事前登録が必要です。）※詳細は各施設にお問合わせください。

短期間の就労や冠婚葬祭等の急な用事、育児のリフレッシュをしたい時など一時的に家庭保育が困難な場合に利用することができます。

施設名	所在地	問合せ先	保育年齢
谷和原第2保育所	上小目 600	52-4217	満1歳～
ルンビニーみらい保育園	陽光台 2-29-1	21-4750	生後6か月～
認定こども園ふたばランド	紫峰ヶ丘 1-10-4	34-0028	生後6か月～
富士見ヶ丘認定こども園	富士見ヶ丘 4-14-6	44-7280	生後6か月～
認定こども園ルンビニー学園	陽光台 2-35-1	58-8035	生後6か月～
エンジェル保育園	小絹 185-3	52-8225	生後43日～
ちびっこランドみらい平園	富士見ヶ丘 1-14-3	44-6126	生後6か月～

●企業主導型保育施設

「企業主導型保育事業」とは内閣府が開始した事業で、その助成を受けて開園・運営する保育施設です。企業が運営する保育施設であり、従業員のお子さんだけでなく、地域のお子さんも預かることができます。（従業員のお子さんが優先となります。受入可能人数については、必ずご確認ください。）

◆利用にあたってのお願い◆

- ◆利用の基準、料金、時間等の詳細や申し込みについては、各保育施設に直接お問合わせください。
- ◆施設の状況によって、必ず利用できるとは限りませんので、事前に必ずお問合わせください。
- ◆利用を希望する場合は、各保育施設に直接申し込みとなります。
 - ※施設によって、市から交付される支給認定証が必要となる場合があります。必要の際は認定申請書と保育ができないことの証明書をこども課にご提出ください。

企業主導型保育施設の紹介

企業主導型 保育施設		さくら保育園 ((同)和丸)		
施設 ホームページ→		http://sakura-mirai.com/		
所在地	つくばみらい市陽光台 4-3-6	電話番号	非公開	
募集要項		主な経費		
<ul style="list-style-type: none"> ●定員：12名 ●対象年齢：生後10ヶ月～就学前 ●応募方法：HP問い合わせ 一時保育や病児保育は行っておりません。契約企業の入園が優先です。 年度により定員が変動することがあります。		<ul style="list-style-type: none"> ●保育料：年齢による（HPをご参照ください） 団体保険保護者負担分（年100円）・出席帳代（年500円程度） アプリ使用に係る通信費は各ご家庭のご負担となります。		
保育方針		保育の特徴		
★保育指針や医学的根拠に基づき、心身の発達や発育に応じた保育を提供する 月齢ごとの差や個人差の大きな時期だからこそ、〇歳だからというくくりでなく、子ども1人1人に丁寧に寄り添いながら、必要な関わりや声かけ、援助をしていくことを大切に保育を行います。 時間に縛られるカリキュラムは設けていませんが、子ども自身の気持ちに寄り添いながら、応答的な対応をくり返すことで、安定した生活リズムが身につくことや、集団の場で行動の見通しを立てる力を育むような保育を行います。 ★安全な環境の中で、子ども達のがのびのびと興味関心を育てる保育を提供する 空調や床暖房、保育施設専用ドアなど安全に過ごせることを重視しています。感染対策に玩具や絵本の殺菌機器も増やしています。		★保育士比率は国の規定を上回る独自基準により、保育士1人あたりの受持ちは2～3名まで。目と手の行き届く環境により、事故防止のみならず、アタッチメントが十分に育まれ、子ども達の心が安定して通園できるようになっています。 ★給食とオヤツは園内調理です。口腔の発達に応じて形状を調整したり、手づかみ食べによる手指の発達を促しつつ、ゆったりと楽しく食事が出来ることを大切にしています。 ★連絡帳は専用アプリ（コドモン）を使用し、活動や食事の様子を詳細にお伝えしています。ご家庭でも自由な時間に手軽に入力が出来たり、通勤中や単身赴任・遠方のご親族などの閲覧が出来たりと、大好評いただいております。各種ご相談なども、LINE社の専用ツールにより、園長に直通で随時のご連絡が可能となっており、迅速な対応を心がけています。		
主な保護者参加行事				
当園では保護者の方が参加する行事は行っておりません。				

企業主導型 保育施設		ひなた保育園つくばみらい (株)アンフィニ		
施設 ホームページ→		http://anfini.co.jp/hinata/tsukubamirai/		
所在地	つくばみらい市板橋 1813-1	電話番号	0297-21-3451	
募集要項		主な経費		
<ul style="list-style-type: none"> ●定員：30名 ●対象年齢：生後6ヶ月～就学前 ●応募方法：施設に直接申請していただきます 		<ul style="list-style-type: none"> ●保育料：0歳児 35,900円 1歳児 35,700円 2歳児 35,700円 ●給食費：3歳児以上（主食代+副食代）5,000円 ●年間教材費：6,000円（途中入園は月割） 		
保育方針		保育の特徴		
木のぬくもりあふれる園舎と、緑の芝生が気持ちの良い園庭で「おもいっきり遊ぶ」「しっかり食べる」「ぐっすり眠る」という保育目標のもと、職員全体のチームワークを大切に保育を行っています。お父さまが安心して通園できるよう、園での様子だけでなく、ご家庭での様子も保護者の皆さまと共有しながら、園と家庭で協力してお子さまの成長を見守ります。また、地域の方々との交流を大切に、皆さまから愛される保育園を目指しています。		★手作り給食 毎日園内調理による出来立ての食事を提供しています。子どもたちの食の傾向を見ながら、調理の先生が献立を考える、愛情たっぷりの給食です！ ★洗濯物持ち帰りなし ご家庭での負担を少しでも減らせるよう、基本的に洗濯物の持ち帰りはありません。洗濯の時間を、大好きなお子さまとの時間に使っていただければと思います。 ★日祝開園・市外利用可 日曜も祝日も開園しています。また、つくばみらい市外にお住まいの方も利用が可能です。 ★絵本読み聞かせ 年齢別の様々な絵本を用意し、お父さまが絵本を身近に感じながら過ごすことができるようにしています。		
主な保護者参加行事				
7月 個人面談（希望者のみ） 8月 夕涼み会 10月 親子遠足 12月 個人面談（全員対象）・発表会 3月 卒園式（対象保護者のみ）				

企業主導型 保育施設		あいぐらん保育園つくばみらい (株アイグラン)	
施設 ホームページ→		https://aigran.co.jp	
所在地	つくばみらい市陽光台 1-4-5 フラーゼみらい平 1階	電話番号	0297-21-2066
募集要項		主な経費	
<ul style="list-style-type: none"> ●定員：12名（うち地域枠6名） ●対象年齢：0歳児～2歳児 ●利用対象：①アイグラングループ社員の乳幼児 ②地域の乳幼児 <p>*募集はアイグラングループ社員優先で、地域乳幼児は1年ごとの更新となります。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●保育料：ホームページをご参照ください。 ●帽子代：1,023円（税込） 	
保育方針		保育の特徴	
<p>【自主性を育てます】子ども自身が‘やってみたくなる’様な環境を作り、自由に遊びを楽しむ喜びを育てます。</p> <p>【個性を大切にします】子ども達は一人ひとり輝いています。「自分らしさ」を発揮できるよう援助します。</p> <p>【思いやりが育つ「心の基地」を目指します】思いやりは思いやりを受ける事でのみ育ちます。保育士が子ども一人ひとりの気持ちを受け止め「心の基地」になるよう思いやりを持って接します。</p> <p>【自然とのふれあいを大切にします】散歩、戸外遊びを通して、花、草、虫、水等の自然に対するの興味を育てます。</p>		<p>【少人数でアットホーム】子ども達が温かく愛情ある雰囲気の中で安心感を持って過ごし、気持ちを十分受け止めた保育。</p> <p>【一人ひとりの成長に合わせて生活リズムを整えていく】子ども達の気持ちに寄り添いながら、生活リズムを整えていきます。子ども自身で遊ぶ力、また成長を促す遊びを提供しています。</p> <p>【その他】本格的な有資格指導員による週1回のリトミック教育やオンライン英会話等、保育内容にもこだわっています。</p>	
主な行事			
<p>保育の中で子ども達と季節の行事を楽しみます。 （お誕生日会、こどもの日、七夕、プール遊び、夏祭り、ハロウィン、七五三参り、クリスマス会、節分、ひな祭り、お別れ会（卒園式） 保護者参加行事は特にありませんが、年2回個人面談をします。</p>			

企業主導型 保育施設		みらいの苑 ((福)仁川会)	
施設 ホームページ→		https://www.jinsenkai.org	
所在地	つくばみらい市富士見ヶ丘 4-15-2	電話番号	0297-21-3577
募集要項		主な経費	
<ul style="list-style-type: none"> ●定員：60名 ●対象年齢：0～5歳 ●応募方法：直接申込・子育てみらいコンシェルジュなど 		<ul style="list-style-type: none"> ●保育料 企業枠：0歳 25,000円 1・2歳 20,000円 3歳以上児無償化 地域枠：0歳 30,000円 1・2歳 25,000円 3歳以上児無償化 <p>*第2子以降同時在園の場合保育料が割引となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●給食費：3歳以上から6,000円/月 ●絵本代（1歳児以上）：約400円～/月 ●イベント代等：2,000円/月 ●園服（冬）7,600円（夏）3,500円 ●体操服（上下）3,200円 ●入園児教材（通園カバン・帽子含む）約12,000円 <p>※2023年8月時点の金額となります。</p>	
保育方針		保育の特徴	
<ul style="list-style-type: none"> ★自主性、コミュニケーションを育てます。 ★あそびを通じて創造力・想像力を培います。 ★基本的な生活習慣を身につけ、人間力を育てます。 ★年齢にあった運動を行い、体と心を育てます。 ★5つの教室プログラムで感性と集中力を育てます。 		<p>★乳幼児期は、子どもたちの想像力・集中力・感性を培うとても大切な時期です。その素晴らしい潜在能力を大きく育てるため「人と人との繋がり」をベースに五感を働かせたくさんの「発見と感動」に出会えるよう日々の保育に取り組んでいます。また、子どもたちの自主性を大切にしつつ、保育者の幅広いサポートで非認知能力を育てます。</p> <p>*非認知能力とは…「目標や興味・関心を持ち、粘り強く、仲間と強調して取り組む力や姿勢を中心とする力」</p> <p>★5つの教室・音楽教室・運動教室・英会話教室・畑のごちそう料理教室・水泳教室を実施しています。</p> <p>★食事は離乳食から完全給食です。法人内で育てている安全・安心なお米や野菜を使用し四季折々のメニューを園内調理しています。</p>	
主な保護者参加行事		  アカウント：mirainosono1	
<p>4月 入園式・総会</p> <p>5月 親子遠足（5歳児クラス）、 親子運動会（0.1.2歳児クラス）</p> <p>6月 個別面談</p> <p>7月 夏まつり</p> <p>9月 親子遠足（4.5歳児）</p> <p>11月 作品展 親子運動会（3.4.5歳児クラス）</p> <p>2月 生活発表会 個別面談</p> <p>3月 卒園式</p>			

つくばみらい市保育施設利用調整基準表

保育施設利用調整について

保護者の保育の必要性を点数化し、優先度(下記【基本点数】と【調整点数】の合計点数)の高い方から施設への利用を決定します。第1希望の施設が定員を超えた場合、第2希望以下の施設へただし、優先度を判断するための必要書類が未提出の場合、点数の加算はありません。なお、原則として、つくばみらい市民(転入予定の方を含む)が優先となります。

つくばみらい市保育施設利用調整基準表 (R8年4月入所分から適用)

番号	事由	細目	基本点数(1人につき1選択)	
			保護者の状況	点数
1	就労(内定含む)	就労	1日8時間以上	10
			月20日以上	9
			1日6時間以上～8時間未満	8
			1日4時間以上～6時間未満	7
2	内職	内職	1日8時間以上	8
			月16日以上	7
			1日6時間以上～8時間未満	6
			1日4時間以上～6時間未満	5
3	就学	就学	1日7時間以上	5
			月16日以上	4
			1日5時間以上～7時間未満	4
			1日4時間以上～5時間未満	3
4	出産	出産予定月をばさんで前1か月、後2か月の計4か月	1日8時間以上	8
			月20日以上	7
			1日6時間以上～8時間未満	6
			1日4時間以上～6時間未満	5
5	病気、負傷	入院	1か月以上の入院または緊急性のある入院	10
			医師が1か月以上の専時休床を要すると診断した場合	10
			精神性疾患、感染性の疾病、指定難病	10
			医師が1か月以上安静を要すると診断した場合	7
6	病気がい	自宅療養	医師が1か月以上定期的な通院を要すると診断した場合	5
			身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金1・2級	10
			身体障害者手帳3級(聴力のみ4級)、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級、障害年金3級	8
			身体障害者手帳4・5級、その他の障がい児保育が困難な場合	6
7	介護、看護	入院付添	1か月以上、常時付添にあたる場合	10
			月20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合	9
			月20日以上かつ週30時間以上保育が困難な場合	8
			月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合	7
8	災害復旧	災害復旧	月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合	6
			震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている	10
			不在	10
			死別、離別、行方不明、拘禁中	10
9	求職中	求職中	起業の準備を含む求職活動中である	2

番号	類型	調整点数(調整選択可)	点数	
1	児童の状況	同伴就労	週4日以上同伴 週3日同伴	2
		一時預かり	月20日以上、1日8時間利用 月20日以上、1日6時間以上8時間未満利用 週4日以上利用	12 10 8
		認可外保育施設	週3日利用	1
		別居親族等	週4日以上預けている 週3日預けている	2 1
		上記の保育を希望している場合	週4日以上預けている 週3日預けている	2 1
		認可保育施設を利用している	認可保育施設を利用している	6
		幼稚園園中であり、預かり保育を月20日以上、1日4時間以上利用している	幼稚園園中であり、預かり保育を月20日以上、1日4時間以上利用している	3
		きょうだいのいずれかが利用中の認可保育施設への転所を希望する	転動・転居等のやむをえない事情により、転所を希望する	2
		認定こども園の幼稚園部を利用しており、同一施設での保育を希望する	認定こども園の幼稚園部を利用しており、同一施設での保育を希望する	4
		地域型保育を卒園し、認可保育施設への入所を希望する	地域型保育を卒園し、認可保育施設への入所を希望する	30
2	きょうだいの状況	入所申込みのきょうだいの入所が決定した場合	10	
		産休・育休復帰期間である	2	
3	父親の状況	市内の保育施設に保育士等として月20日以上、1日8時間以上勤務している	12	
		市内の保育施設に保育士等として月16日以上、1日4時間以上勤務している	50	
		単身赴任で常時不在	45	
		生計の中心者が倒産、会社都合による失業のため求職中	20	
4	世帯の状況	基本点数10点に相当する病気・障がい等を有している(1人につき)	4	
		基本点数8点未満に相当する病気・障がい等を有している(1人につき)	3	
		基本点数8点未満に相当する病気・障がい等を有している(1人につき)	2	
		生活保護受給世帯	10	
5	その他	同居親族(申込児童を除く)が基本点数10点に相当する病気・障がい等を有しており、看護・介護が必要な者がいる	2	
		児童の両親がともに死亡又は行方不明	70	
		ひとり親世帯	60	
		拘禁中 上記(ひとり親)に該当しないもの 離婚前置居申中	20 20 12	
減算	減算	児童虐待・DVの防止及び予防のため、特別支援が必要な場合	2~20	
		児童の保育を期待できる60歳未満の同居親族がいる	▲2	
		就労内定中の場合(派遣会社の登録を含む)(1人につき)	▲1	
		保育料を理由なく過去3か月以上滞納している	▲10	
		自己都合による入所辞退	▲10	
		保育料の滞納が6か月以上あり、誠意が見られないとき	▲40	

・申込者のうち2人以上が合計点数が希望施設が同一となった場合、下表の順位により利用調整を行う。

優先順位	内容	容
1	基本点数の高い者	
2	保護者が、①病気・障がい、②災害復旧、③単身赴任で常時不在、である場合 ※①から順に優先とする。	
3	下記項目により①から順に判断する。 ①きょうだいが利用中の施設への入所(転所) ②きょうだいの同時申込み ③申請年度時点で養育している小学生以下の児童が多い ④入所希望月での保育料算定に用いる市民税所得割額が低い世帯(保護者合算) ⑤祖父母の状況 ⑥有償の施設で保育を実施している ⑦待機期間 ⑧その他	

マイナンバー記入用紙

つくばみらい市長 あて

教育・保育施設の利用申込にあたり、下記のとおり個人番号(マイナンバー)を提出します。

保護者	認定保護者	ふりがな	申請児童1との続柄	マイナンバー
	氏名	氏名		
配偶者	ふりがな	ふりがな	申請児童1との続柄	マイナンバー
	氏名	氏名		
申請に係る児童	児童1	ふりがな		マイナンバー
	氏名	氏名		
	児童2	ふりがな		マイナンバー
	氏名	氏名		
児童3	ふりがな	ふりがな		マイナンバー
	氏名	氏名		
世帯員1	ふりがな	申請児童1との続柄	マイナンバー	
	氏名			
世帯員2	ふりがな	申請児童1との続柄	マイナンバー	
	氏名			
世帯員3	ふりがな	申請児童1との続柄	マイナンバー	
	氏名			
世帯員4	ふりがな	申請児童1との続柄	マイナンバー	
	氏名			
世帯員5	ふりがな	申請児童1との続柄	マイナンバー	
	氏名			
同居世帯員				

【認定保護者のみ】

以下のいずれかの書類を添付してください。

- ①マイナンバーカードの写し(表・裏)
- ②通知カード(写)+本人確認書類(写)
- ③マイナンバー記載の公的書類(住民票等)+本人確認書類(写)

※本人確認書類

●1点で確認が可能なもの

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・その他官公署の発行する顔写真付きの身分証明書

●2点必要なもの

- ・国民健康保険等の被保険者証
- ・地方公務員共済組合の組合員証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・その他官公署の発行する顔写真なしの身分証明書

診 断 書

患 者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日

上記の患者について、次のとおり診断いたします。

病 名			
病 状 (症 状)			
通院について (見込み)	必要・不要	必要の場合その期間 □終了時期は未定 年 月 日 ~ 年 月 日	
		日数：月 日程度 付き添いの必要性：□有 □無 □その他()	
入院について (見込み)	必要・不要	必要の場合その期間 □終了時期は未定 年 月 日 ~ 年 月 日	
日常生活について	常 時 臥 床	必要・不要	その他()
	家族の看護(介護)	必要・不要	その他()
	家事程度の作業	可・不可	その他()
	子どもの保育	可・不可	
備 考	上記の他、特記すべき事項があればご記入ください。		

年 月 日

所 在 地

医療機関名

医 師 名

[ご記入の際の注意]

- ①この書類は、保育施設利用申込みに際し、保護者の疾病または家族の看護(介護)を理由とする場合に提出していただくものです。
- ②原則として、1日4時間以上かつ月16日以上保育ができないことが利用要件となっています。
- ③この様式にと同内容を具備する診断書に代えて提出していただくことができます。
- ④ご記入の際は鉛筆ではなく、ボールペンをお使いください。
- ⑤訂正する場合は、医療機関の訂正印を押印してください。(修正液の使用不可)
- ⑥保育施設利用中に診断内容が変更した場合は、随時提出してください。
- ⑦証明内容を照会させていただくこともあります。

【お問合せ先】
 つくばみらい市役所
 みらいこども課
 入所入園係
 電話 0297-58-2111(代)

保育施設名	子ども番号	こども課受理日	受理者	台帳入力日	入力者	確認日	確認者

一時預かり等利用証明書

つくばみらい市福祉事務所長 様

〈保護者記入欄〉

児童氏名		生年月日		
①		年	月	日
②		年	月	日
③		年	月	日

〈施設記入欄〉

上記児童の利用形態に○を付し、利用日数等をご記入ください。

	一時預かり
	企業内託児
	認可外保育
	企業主導型保育

利用日数等	1ヶ月	日	または	週	日
		1日		時間	

上記の内容について、事実と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

保育施設名

代表者名

電話番号

証明担当部署

担当者名

〈注意事項〉

- ・記入内容は、直近1か月分の利用状況としてください。
- ・まだ利用を開始していない場合、すでに契約済みの内容がある方は契約内容で記入してください。
- ・書類の有効期限は、証明日から6か月です。(内容に変更がある場合を除く)

〈市記入欄〉

施設名	子ども番号	受理日	受理者	台帳入力日	入力者	確認日	確認者

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育認定変更申請書

つくばみらい市長 様

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る変更を申請します。

支給認定 保護者	フリガナ		生年月日		連絡先		
	氏名		昭和 平成	年	月	日	— —
	居住地	つくばみらい市					
変更に係る 小学校 就学前 子ども	フリガナ		生年月日	年齢	性別	支給認定保護 者との続柄	支給認定証番号
	氏名		. .		男・女		
			. .		男・女		
			. .		男・女		
			. .		男・女		

変更の内容

変更を申請する事項	変 更 後 の 内 容
□ 認 定 区 分	<input type="checkbox"/> 1号 (満3歳以上の小学校就学前子ども) <input type="checkbox"/> 2号 (保育所等の利用を希望する、満3歳以上の小学校就学前子ども) <input type="checkbox"/> 3号 (保育所等の利用を希望する、満3歳未満の小学校就学前子ども)
□ 保 育 必 要 量	<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間
□ 支 給 認 定 の 有 効 期 間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
□ 利 用 者 負 担 額 に 関 する 事 項	
変 更 を 必 要 と す る 事 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

※つくばみらい市記入欄

子ども番号	課受理日	受理者	台帳入力日	入力者	確認者
		

確 約 書

私は、施設型給付費・地域型保育給付費等の給付認定申請にあたり、申込日現在で未だ就労していませんが、下記のとおり確約します。

記

早期の就労努力をし、就労後は速やかに就労等証明書を提出します。

なお、認定の有効期間開始日から(2・1)か月以内に上記の書類を提出できない場合は、当該児童の給付認定を取り消されても異議申立ていたしません。

年 月 日

つくばみらい市福祉事務所長 様

つくばみらい市

求 職 者
氏 名

児 童 名

求職活動中の方は、確約書の他に、次のいずれかの書類を添付してください。

- ハローワーク受付票 その他 ()
- 求人サイトの登録画面 (写し) ※求職活動をしていることが分かる書類を
ご提出ください。

